平成18年度一般会計予算特別委員会会議録

平成１８年７月６日（木）
（開　会）　　１０：００
（散　会）　　１８：０５

○　委員長

委員会を開会いたします。昨日に引き続き、「第４款　衛生費および第５款労働費」、ページ数が１１６ページから１３４ページまでの質疑に入ります。

まず最初に明石委員に質疑を許します。

○　明石委員

おはようございます。３番明石です。竹柏会を代表して質問をさせていただきます。まず一部事務組合負担金に関して、これはごみの収集に関しての質問でございますけど、かんとビンの処理方法が旧、私たちの町では別々４種類ほどの分別の方法をとっていましたけど、飯塚市では今回は、ビンとかんは一緒でいいという形の処理方法が変更になったと思いますが、処理経費はどのようになっているか、お伺いいたします。

○　環境整備課長

おはようございます。ビンとかんの混合収集で、これの分別の経費がどのように変わったかという趣旨のご質問だと思います。新市になりまして、かん、ビンを分別せずに混合で一つの袋に入れて出すというふうに合併協議環境分科会の中で調整をいたしました。処理方法につきましては、旧飯塚市のクリーンセンターと施設組合であります「ふくおか県央環境施設組合」は従来からのビン、かん混合方式で処理をいたしておりますので、分別に関する費用については変更はございません。若干契約の中で変動はありますけれども、分別することによっての変動はございません。しかしながら、飯塚市・桂川町衛生施設組合、いわゆる桂苑につきましては、今まで分別収集でしておりまして、処理をしておりました関係で今度混合方式になったということで現在市内の業者に委託をしておりますけれども、予算ベースで平成１７年度、１８年度と比べました場合に約１１０万円ほど委託料が高くなっておるところでございます。以上です。

○　明石委員

せっかくですね、分別して捨てていて処理してもらっていたのが、ちょっとこれ時代に逆行するんじゃないかなと思うんですよ。ほかの県とかいうのは、８種類とかですね、細分化してリサイクルをしようという動きの中でですよ、飯塚市はそういう方法をとってるというのはちょっとおかしいなと思うので、今後やっぱり経費もかからないように利用する人がちょっと努力すれば済むことはできるだけするように指導監督する必要があるんではないかと思っております。それから収集方法ですけど、１市４町の中で私たち旧筑穂町はステーション方式といって１箇所に集めて、それから収集業者が持っていくという方法だったんですけど、ほかの町はどんな形になってたか、ちょっと教えてください。

○　環境整備課長

ご質問が２点にわたっておりましたので、前段については環境整備課の方からお答えさせていただきます。ステーション方式については環境施設課の方からお答えさせていただきます。

委員さんが言われますように、今まで筑穂町、穂波町におきましては分別収集をされておったと。合併によりまして混合方式になったということで、ごみの分別の考え方から言うと逆行するのではないかというようなご指摘だろうと思います。市民の立場からいたしますと一面ではそういうふうなことが言えると思いますけれども、分別を今まで市民がされておった、そして今回混合方式になって、それぞれの施設で市が分別をするというような形で、分別をすることには違いないと、資源を大事に使うということの基本的なことについては間違いがないとい

うふうに考えておりますので、後退というふうには理解はしておりません。それでこの混合方式にしたという理由は合併協議会の環境分科会の中で、我々一所懸命論議をいたしました。その中で混合収集するという理由の一つにかんとビンを分別収集するとビンの重さはかなり重量がございますので、そういうところでごみが出しにくくなるんではないかと、特に高齢者とか、そういう方にとっても無理になるんではないかと、そしてそれを少なく入れればいいんじゃないかというふうな論議になりますけれども、それもまたごみの枚数が増えてくるんじゃないかと、いろいろ論議いたしました。それとビンだけで袋にずっと溜め置きますと、なかなか溜まりませんもんですから、家庭にいつまででも不要物を置かなければならないというような問題も出てきます。そのうちにまたビンが割れたりするので、袋が破れたりとか、そういうふうなことも起こりうるということと、もう一つかんとビンを一緒に入れますとかんがビンとビンのショックの緩衝材になりまして、ビンが割れにくくなると、重量もビンだけのものよりもかなり軽くなるというようなことで、取り扱いがしやすいと。今一点はかんとビンを別にするとゴミ袋を二つ作らなければならないというような、いろいろな意見が出ました。その中で最終的にこのようなことでかんを、今まで飯塚、庄内、頴田がやっておったかん、ビンを一緒に収集するという方法でいこうというふうに調整をいたしました。以上でございます。

○　環境施設課長

おはようございます。ただいまのご質問にお答えいたします。収集方式は１市４町どういう方式かということでございまして、かん、ビンにつきましては、旧飯塚市がステーション方式、それから旧穂波町が個別方式、旧筑穂町がステーション方式、旧庄内町が個別方式、旧頴田町がステーション方式、以上でございます。

○　明石委員

今説明を受けましたけど、ビンとかんの問題ですけど、これは実は確かに利用者が整理してしているというのが原則でしょうけど、その処理の方法としては、一つの提案ですけど、メーカーさんに相談するとかいう方式は採れないかなという考えは持ってるんです。まあこれは具体的にもっと話をしなきゃいかんので時間的には、時間がないので、例えばコカコーラさんあたりに持っていっていただくとかですね、ダイドーさんとか、そういうのにビンとかんを一緒に持っていってもらうとか、そういうふうなどこかに集積して、それかメーカーに何ぼかの負担金を出させるとか、そういう方法は考えればどうかと、私は思ってますけど、これはまた何かの機会のときに話したいと思っております。これで私の質問を終わります。

○　委員長

次に川上委員に発言を許します。

○　川上委員

おはようございます。川上です。１１９ページ予防費、中ほどに狂犬病予防注射済票等交付事務委託料があります。この実績をお尋ねします。

○　環境整備課長

予防注射済票等の交付実績はどうなっているかということでお答えをいたします。狂犬病予防注射につきましては、狂犬病予防法で予防接種をしなければならないというふうに決められております。この注射あるいは注射済票の交付につきましては、個人病院で個人注射をし、また４月、５月におきましては、県と市と協力いたしまして集団注射を実施しております。特に保健所等で捕獲した犬については保健所でもこの予防注射を実施し注射済票を交付しております。集団注射あるいは注射票を交付した件数は平成１７年度実績で３５８８件、そして個人の動物病院で接種し交付した件数が１３６９件、そして保健所で予防接種をし注射票等を交付した件数が２６件で、合計４９８３件となっております。以上です。

○　川上委員

委託料ということになっておりますけども、委託先はどのように決定するんですか。

○　環境整備課長

委託先は福岡県獣医師会筑豊支部嘉飯山分会に地方自治法の規定によりまして随意契約により委託をしております。そしてこの支部に加入していない松本動物病院という病院がございますけれども、そこと委託契約をしております。以上です。

○　川上委員

これに関連してですね、自宅で犬を何頭も飼ってですね、ご近所から大変困ってるという苦情があったりですね、それから自分のところの犬に餌をやるだけではなくって野良犬にも餌をやったりして、野犬が地域に寄ってくる。それを追ってまた猫もやってくるということで地域的にそういう苦情が出てるところがたくさんあると思います。それで私は飯塚市、今ないんですが、ペットの適正飼育を義務付ける動物愛護条例、これを検討してはどうかと思います。お考えがありますか。

○　環境整備課長

お答えいたします。今質問者が言われます件につきましては、私どももいろいろな苦情を市民の方から聞いておるところでございます。特に犬の鳴き声とか、犬の糞とか、そういうふうなものが適正に、いわゆる飼い主の方が処理をしないもんだからそれが糞公害とかいうような形で言われておるということは耳にして聞いておりますし、現実的にそういうものを目にしたこともございます。今質問者言われます動物愛護条例ということにつきましては、これは国の方で制定されております動物愛護及び管理に関する法律ということで、目的は動物愛護の精神の高揚と動物による人の生命、身体及び財産に関する侵害並びに迷惑の防止を図ることを目的として国の方でこの法律ができております。これを受けまして福岡県の方でも同様の福岡県動物の愛護及び管理に関する条例というものが制定をされております。この中で私ども、動いておるわけでございますけれども、だいたい国の法律と県の条例は内容的にもほとんど同じような内容で条例がつくられております。市の方で条例をつくる考えはないかということでございますけれども、現時点では今考えはございません。しかしながら、福岡県の条例、あるいはその他いろいろな、飯塚市、特に条例を定めて運用しなければならないというような問題が生じたときには、そのようなものに対応できる確固たる条例を検討してまいりたいというふうに考えております。

○　川上委員

次は、１２４ページ、下から６行目にあります環境対策費、環境保全推進基金についてであります。

まずこの基金残高、お尋ねします。

○　環境整備課長

平成１７年度末現在でお答えをさせていただきます。元金は１億３０００万円。そして、これに対応します利子が５０万１３０９円でございます。合わせまして１億３０５０万１３０９円でございます。

○　川上委員

基金の目的をお尋ねします。

○　環境整備課長

環境保全推進基金は、質問者ご承知のとおり、ごみ袋有料化を導入しました後に、市民還元策として基金を設置し、積み立てを始めたものでございます。

この設置目的につきましては、市民、事業者、行政が互いに連携協力し、暮らし方、いわゆるライフスタイルを環境の負荷の少ないものにするための環境保全型社会の確立をめざすために、環境保全の象徴的な事業の財源とするために設置し、今日まで積み立ててきたものでございます。

○　川上委員

合併後のこの予算書の中には、利子積立金というのはありますけど、それ以外の位置付けて財政出動する積立金がありません。どこにありますか。

○　環境整備課長

環境保全推進基金の積み立てにつきましては、１８年度予算で運用益ということで利子だけを予算計上しております。元金につきましては、通例、今まで２０００万円ずつ毎年積み立ててきたわけですけれども、これも合併協議会の環境分科会の中でいわゆる基金の目的をピチッとした中でこういう事業をすると。その金額が明確になった中で積み立てていこうと。そして当面の間は現在旧飯塚市で積み立てた基金の有効活用について考えていこうという意見が大勢を占めましたのでそういう形で調整をいたしました。したがいまして、平成１８年度は基金の積み立てを行っておりません。

○　川上委員

旧飯塚市では１９９８年にごみ袋有料化して８年間で市民に２４億４０００万円の負担を押し付けて、そして毎年、基本的には２０００万円、場合によって１０００万円ずつ積み立てて、合併前までに１億３０００万円積み立てたわけですね。この間には、目的は先ほど答弁があったようなことになっておるんだけれども、１円も使ってない。それで旧飯塚市議会ではこの基金の存在意義についてずいぶん議論にもなったし、また還元せよという議論も私はしてきたところなんですが、現在のところどうしてるかというと、目的をキチッとするまで積み立てないということなんですよね。これは旧飯塚市のこの基金事業が破綻したという意味だろうと思うわけですよ。それなのに新市にそのまま引き継ごうとしておると。どういうふうにお考えですか。

○　環境整備課長

この推進基金につきましては、目的が破綻したということではなく、目的は先ほどお答えしましたように、しっかりした目的を持っております。この目的を達成するためにいろいろな事業を行うわけでございますけれども、残念ながら旧飯塚市においては具体的な基金を取り崩してやる事業というものが、私どもの計画ができなかったということもありますけれども、目的は何も変わりません。先ほど言いました積み立てというのは、何で１８年度積み立てないかと申しますのは、これについては事業、どういう事業をどういう形でするかというものが明確になった時点で積み立てを開始しようという意味合いでございますのでご理解をお願いしたいと思います。

○　川上委員

やっぱり環境に負荷をかけない。環境保全を進めるという点で基本的な思想が間違ってるんじゃないかと思うんですよ。どういうことかというと先ほど明石委員が指摘されましたけど、「もったいない」という言葉があるじゃないですか。環境保全だとか、環境に負荷をかけないというのは、これもったいないとかいう言葉と結びついてる面があるわけですよ。財政出動して環境保全をする場合もそれはあるでしょう、当然。しかしこの場合は該当しないと思うわけです。それで実際、今この１億３０００万円、今後どういうものに使おうとしておるのかお尋ねします。

○　環境整備課長

この課題は、昨年からずっと、旧飯塚市の時代から委員さんのご指摘によりずっと検討を続けておる課題でございます。先ほど目的の中で環境保全の象徴的な事業に使途したいというふうにお答えいたしました。そういうことから現在ソーラー式の街灯設置、あるいは廃食用油精製プラントの建設等について検討を進めておるところでございます。ソーラー式の街灯につきましては、先進地あるいはメーカー等にいろいろ問い合わせをしまして、旧飯塚市の議会の中では１基１００万くらいというふうにお答えいたしましたけれども、いろいろ調べを続けていきますと、大体１基約７５万円くらいで設置できるということでございます。それでソーラー

式の街灯につきましてはこれは実用的なものでございますので、これを省エネルギー、クリーンエネルギーの象徴として、環境保全の啓発に役立つような形で現在設置場所あるいは設置基数について調整を行っている段階でございます。また廃食用油精製プラントの建設につきましてはイニシャルコスト、ランニングコストについて先進地の事例を研究を進めておるところでございます。特にランニングコストにつきましては、回収対象、そして回収方法、そのようなことを十分将来的な採算等も考えていかなければなりませんので、もう少し調査検討が必要であるというふうに考えております。

○　川上委員

ソーラー式街灯とかいうと、京セラとか特定の企業に仕事がいくことが想定されます。それはさておき、廃油プラントというのはなかなか面白いですね。天ぷら油でパッカー車とか走るんでしょ。そのための製油をするというんですが、何千万円かかかるんでしょう。そういうのは慎重に検討したらいいと思うんだけど、この基金でやる必要はないと私は思うんですよ。この基金は最初目的でも言われましたけど、還元策としてというふうにも言われましたね。それから環境保全の象徴的事業に使うとかいうことも言われました。それから啓発ということも言われました。でも一貫性がないです。もうくどいですけど、筑穂町などで分別収集を後退させておいて、それは象徴的じゃないですか。逆の意味で。象徴的逆の啓発でしょ。これにまた予算をつけるわけですから。だから、ここで言ってることとあなた方が今度合併に伴って筑穂町でやったこととは全然違うことというよりは矛盾することをやってるわけです。そしてそれを答弁して平気なわけですね。それで、この矛盾は本当の意味で環境保全をするという立場に、しかもお金をかねないでやるという立場に飯塚市が軌道修正する、流れを切り替えるという意味で、私は今の１億３０００万円は基本的にごみ袋にして無料配布したらいいと思うわけです。これは旧飯塚で貯めたものだから旧飯塚にというふうに考える必要はないですね。還元策、象徴的啓発という、こういう３つのキーワードから言えば、１３万３０００人を対象にこういう事業をしたらいいと思うんですよ。これはよその自治体でも無料配布したらごみをどんどん積み込んで捨てるんじゃないかと、無駄使いするんじゃないかと、ごみが増えるんじゃないかというふうに言われたりするけど、実はよその自治体でもやってて、これは逆にごみが減るんですね。ですから、ぜひこれ検討してもらえませんか。答弁を求めます。

○　環境整備課長

ごみ袋に還元を変えて、市民に配ればごみの減量化、いろいろな環境保全の施策につながるというふうなご指摘だろうと思います。今のところ私どもの考えの中にごみ袋として市民に還元するという考え方は持っておりません。いろいろ今後ご指摘を受けて、考えて行きたいというふうに思います。その中で先ほど言われました筑穂町のごみ袋の問題、考え方が逆向いているんじゃないかと。言ってることとしていることが違うんじゃないかというご指摘でございますけれども、その件につきましては先ほども答弁いたしましたように、分別を今までしていただいたものを混合で出すと。混合で出すためにはいろいろ利点を挙げましたけれども、そういうふうな諸々のことを考えて混合で出していただくというのが一番いいというふうな判断からそういうふうにしたものであって、私どもとしましては、分別の考え方に逆行しておるというふうには考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○　川上委員

くどいですけど、要望しておきます。あなた方が考えてることについては、この基金じゃなくて別の事業で慎重に検討したらいいというふうに言いましたけど、このごみ袋の無料配布はまず選択肢に上げてください。検討の選択肢に。それから考えてください。要望しておきます。

○　委員長

次に、野見山委員に発言を許します。

○　野見山委員

清掃費についてお伺いいたします。私のいた旧自治体ではですね、日曜日に自治体単位で、年に数回か、２・３回、用水路とか下水路の汚泥の取り除き、草取りの清掃など活動しているところが多々あるんです。その時にですね、町から、町の車を貸してくださいと言えば、町が素直に貸してくれてですね、そして汚泥なんかの捨て場は、ここに捨ててくださいとかいう指示を受けて、やってたわけですよ。それが、合併したと同時にですね、市の車は貸せません、捨てるところは自分達で見つけて捨ててください、というふうに言われた自治会が数団体あるわけですよ。それでですね、今後そういうサービスはできないのか、ちょっとお尋ねします。

○　環境整備課長

まず、質問と答えが逆になるかと思いますけれども、地域の市民の方がボランティア活動をされると、そういうことに対しての、行政として出来る限りの支援は行ってまいります。で、最初のご質問であります、旧庄内町と申し上げますが、公用車を、これダンプカーでございますけれども、貸し出しを町の方がしていたと。それを活用して住民の方がボランティア活動として取り上げたごみとか汚泥等を捨てておったということは、旧庄内町の方からお聞きしております。新市になりまして、この貸し出しができないというふうなお話を市の方から受けたということでございますけれども、質問者ご承知のように、公用車は公務に使用する車でございまして、市民が任意で行うボランティア活動等に使用する、それについて貸し出しをするというようなことは、制度上非常に難しいことではないか思います。飯塚市の公用車は全ての車を全国市有物件災害共済会の保険に加入しております。で、この加入の約款の中に、この利用について、公務以外の使用による事故、損害等については、補償の対象外とされております。もし使用中に事故でもございますと、補償の問題とか公用車の位置づけの問題とか、そういうことで非常に難しい問題が発生することになりますので、現在のところ、公用車をボランティア活動に貸し出すというようなことは、非常に難しいのではないかというふうに考えております。また、貸し出すことができるというふうなことになりましても、なかなかボランティア活動と公務というような形の区分けが非常に難しいものですから、現在のところ、そういう貸し出しというような形では考えておりません。

○　野見山委員

制度上と保険の件で貸し出せない、ということですね。それならばですね、例えばこういうふうに各自治体がボランティアでされてる時にですね、今皆さんたち行政の方は協働、協働、市民にできることは市民の方に、行政ができることは行政がしますという応援策をとられておるはずですよ。では、そういう自治体単位でボランティア活動で出たごみ、例えばとったごみ、汚泥なんかは、その日のうちに片付けてもらいたいと思うのが、やっぱり地域住民の方です。まして、これをすぐしませんとか言ったらば、じゃあ行政が全部してくれということにもなりかねませんので、今そういう団体があるならば、それを支援する方法として何か、考えていることがありましたらお願いいたします。

○　環境整備課長

今のご質問は、支援という形、協働という形の中では非常に有効な方法ではないかというふうに考えます。今後はやはり職員体制とか公務、あるいはボランティア等々の役割分担という考え方を明らかにしながら、検討してまいりたいというふうに考えております。基本的には水路、農業用水路、あるいは都市下水路等につきましては、それぞれの所管課の方でですね、今まで旧庄内町では環境部門で対応しておりましたけれども、基本的には施設を所管するところがその対応をしていくというような形になっております。

○　野見山委員

わかりにくい言い方なんですけど。例を出してみます。日曜日にそういう団体が清掃活動をして汚泥を上げた。例えば行政の方に、その日を設定しておけば、その日のうちに片付けてくれるということで理解していいんですかね。

○　企画調整部長

市長のマニフェスト、それから施政方針の中で、これからのまちづくりについては市民と行政が一緒になった協働のまちづくりを進めていくということを、大きな目的にいたしております。今、委員さんがご指摘の、市民の皆さん方が清掃とか側溝の掃除、そういうふうなボランティア活動をなさってる時の公用車の貸し出しは、今課長が申し上げましたように制度的にもし無理だとすれば、行政の方がそこまで車を運転していきまして、そしてそれを回収するというようなこともですね、今から是非検討していかなければならないと考えておりますので、当然行政も一緒になって、市民の皆さんと一緒になって、そういう明るいまちづくりに向かいまして頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

○　野見山委員

今の部長の前向きな答弁で安心しましたけど、それが急に決まりましたらですね、例えばこちらに、本庁の方に来ることはない、こういうのは支所のほうが大体窓口になると思うんです。だから、支所長の方に、早急に徹底のほう、よろしくお願いいたします。これで終わります。

○　委員長

次に、川上委員に発言を許します。

○　川上委員

選別業務自体については、非常に良質の仕事が行われているというふうに聞いております。そこでですね、リサイクル事業をさらに進めるうえで、また障がい者の雇用の場を確保するという意味で、二つの目的で、業務拡大を検討しませんか。お尋ねします。

○　環境施設課長

働く場を拡充していく考えはないのかという質問でございます。この選別業務は障がい者の雇用の場として位置づけられ、現在に至っております。現在の選別業務のラインは、空き缶・空き瓶ラインと資源プラスチックのラインの二つがございます。空き缶・空き瓶は空き瓶ピットに一時貯留し、ごみクレーンで受入れホッパに投入いたします。受入れホッパのごみは破砕機へ搬送され、空き缶・空き瓶の入った袋を破ります。手選別で袋及び異物を取り除き、自選機で鉄缶を選別・回収し、圧縮機で圧縮・形成いたします。さらに手選別で３色、白・茶・その他のパレットを選別、回収後、アルミ選別機でアルミ缶を選別・回収し、アルミ圧縮機で圧縮・形成いたします。資源プラスチック、ペットボトルおよびトレーは、資源プラスチック受入れホッパに投入いたします。受入れホッパの資源プラスチックは手選別ラインに搬送され、手選別で袋および異物を除去いたします。袋および異物を除去した後、ペットボトルはペットボトル圧縮機で圧縮・形成いたします。トレーはトレーホッパで作業、定量排出し、袋詰めにいたします。現在、こういうラインで稼動いたしております。

○　委員長

課長、大変申し訳ないんですけれども、今、業務の内容についてご説明されておりますけれども、そうではなくて、現状、雇用の拡大はどのように考えてあるのかということをお尋ねになっております。

○　環境施設課長

平成１７年度の稼働状況は、空き缶・空き瓶は１日平均処理量約４．５トンで、処理能力１日１５トンに対して３０％の稼動であり、資源プラスチックは１日平均処理量が０．８トンで、処理能力１日２トンに対しまして４０％の稼動であります。これを受けまして、現在クリーンネットいいづか協議会では、障がい者の状態に応じまして作業状況等を勘案し、ワークシェアリング等を実施の方向で検討いたしまして、そういう拡大の方向で検討いたしております。

○　川上委員

ワークシェアリングというのは大事なことだと思うんですが、今、業務の委託先だけを拡大

したらどうかというふうに言ったわけじゃなくて、この業務自身を拡大する考えはないかというふうに訊いたわけであります。質問を終わります。

○　委員長

川上委員、次、どうぞ。

○　川上委員

次に１３１ページ、特定地域開発就労事業費、特定地域開発就労事業についてお尋ねします。１点目は、特開事業は今年度が終了年度となっております。本市は政府に何か要請をしておるのかどうか、お尋ねいたします。

○　土木建設課長

特定地域開発就労事業は、平成１８年度をもって終息いたします。以上のことから、鉱業市町村連盟、それから都市協議会等を通じまして、厚生労働省に陳情、それから要望等を強く申し入れているところでございます。

○　川上委員

追加資料を提出していただいていますが、この中に、中ほどですね、今年度の工事予定箇所の一覧表があります。１０カ所ありますね。これ、見ておりますとね、１カ所を除いて今年度が終了年度になっております。１年で終了する事業もあるんですが。で、今年度事業が開始される、しかも数カ年計画と思われるものがあるわけです。この資料では、図面番号３９番と書いてあります。失業対策事業、特定地域開発就労事業費、開始平成１８年度、終了未定と書いてあるんですね。こういう事業をするのかと思うんですが、工事名は、三軒屋～工場団地線道路新設工事１工区、綱分。もう一つは同じく三軒屋～工場団地線道路新設工事、綱分。いずれも庄内ですね。これが、場所がどこかということも含めて、事業内容それから何カ年かけるのか、それから総事業費予定額をお尋ねします。

○　土木建設課長

委員ご質問の図面番号３９、三軒屋～工場団地線の件でございますけれども、この工場団地線につきましては、旧庄内で議決を受けまして、新市に引き継いだものでございます。図面の方に書いてある工事延長と実質全線は、比較いたしますと、総延長は１２６６ｍあります。で、特開事業が本年度に終息しますけれども、本年１２６ｍが完了する予定でございます。残り１１４０ｍに関しましては、暫定事業も含めまして、今後の検討課題となると思います。

○　川上委員

予定総事業費は。

○　土木建設課長

将来の事業未定の点から、総事業費はまだ算出をいたしておりません。

○　川上委員

あなた方は、行き先のない旅に出たわけですよ。どこまで金がかかるかわからない旅に。それを黙って飯塚市、引き取ったわけですね、新市は。そういうことですか。

○　土木建設課長

特開事業に関しましては、実施認可の申請が１２月末に行われます。で、認可が２月、実施が４月となる関係上、実施できる状況で新市に移行するということに合併協議の中でなっておりましたので、旧庄内町で可決され新市に引き継いだものでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○　川上委員

旧飯塚市でも、たくさんの大変な駆け込み事業をやってますよね。目尾地域振興基本計画の見直しとか、ものすごいですよ。見直して２７億円かかるわけですからすごい。それで、こういうのもあるんだが、この庄内のは先の見通しが何もなくて、駆け込んだわけですよ。どうしてこういう駆け込みをするのかわかりませんが、来年度以降、補助の見通し、どう考えてるん

ですか。

○　土木建設課長

来年度以降の件に関しましては、先ほども申しましたけれども暫定事業、その他国庫補助事業を模索しながら、考えていきたいと考えております。

○　川上委員

その模索はいいんですが、大変強引なやり方ですね。で、破綻しかねない。それで、道を造るんだけれども、この道を造る目的は何ですか。就労事業以外の目的。

○　土木建設課長

配付しております資料の一番最後の、三軒家のところに、事業目的を記載いたしております。本三軒家の道路は、国道２０１号線バイパスの建設も進み、バイパス全線完成後は周辺地域の交通量の増加、土地の利用、生活環境も変わると予想されます。本工事の施工により炭鉱跡地の利用促進、住宅街の通行車両の分散、バイパスおよび工場団地へのアクセスも容易になり、地域の振興・発展に寄与するものとして、計上いたしております。

○　川上委員

今、説明聞きながら改めて見ましたけどね、要するに就労以外の目的は３つということになってますね。１番は炭鉱跡地の利用促進でしょ。２番は住宅街の通行車両の分散。３番目がバイパスおよび工場団地へのアクセスも容易になり地域の振興・発展に寄与する。この２点目と３点目はやっぱりおかしい。２点目はね、もう立派な道、あるじゃないですか。今使ってる道が。それからバイパス云々も同じです。あの道、完成しますと誰が通るんですか。広大な荒地の中に、ちょっとした滑走路を造るようなものでしょ。そうすると、目的として何が残るかというと、１番だけしか残らないんですよ。理屈で言えばですよ。それでね、この土地は、周辺の広大な土地は、誰が所有しているんですか。

○　土木建設課長

周囲の土地につきましては、５名の所有者の方がいらっしゃいます。１人は麻生芳雄商事、１人、麻生鉱山株式会社、１人、麻生商事、１人、三菱マテリアル株式会社、１人、稲築町ほか３か町衛生施設組合でございます。

○　川上委員

その辺の土地を炭鉱跡地として開発するのが、就労事業、この事業の第一の目的ということになるわけですね。それで、じゃあ、この麻生三社、三菱、自分の土地を開発するのであればね、なぜ自分で道を造らないんですか。お尋ねします。

○　土木建設課長

旧産炭地におきましては、炭鉱跡地の利用が急務になっているところでございます。いろいろなところに炭鉱跡地が残っておりますけれども、なかなか開発が進まないのが現状でございます。本工事におきましても、炭鉱跡地利用促進をするために計上をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○　川上委員

じゃあ、道路用地は麻生や三菱から無償で貰いましたか。お尋ねします。

○　土木建設課長

本道路の道路敷の用地でございますけれども、有償で旧庄内町で買収をいたしております。

○　川上委員

麻生の土地と三菱の土地を開発するのに、自分は土地を出さずに市に買わせて、そして整備もさせるということですね。いくらかかるんですか。まず、土地。土地、もう買ってるんでしょう。じゃあ、いくらかかったのかお尋ねします。

○　土木建設課長

総面積でお答えさせていただきます。総面積が１万４２８５．４３平方メートルでございま

す。金額といたしましては４９０３万７４１６円で購入をいたしております。

○　川上委員

内訳、答弁願います。

○　土木建設課長

内訳といたしましては、麻生芳雄株式会社６４４．６４平方メートル、買収金額７８６万４６０８円、麻生鉱山株式会社３６５．８３平方メートル、金額１２８万４０５円、株式会社麻生６４９９．９１平方メートル、金額１９９４万８２２０円、三菱マテリアル株式会社６０４９．３１平方メートル、金額１７４０万４０９３円、稲築町ほか３か町衛生施設組合７２５．７４平方メートル、金額２５４万９０円でございます。

○　川上委員

要するに三菱に１７４０万円、麻生３社は２９１０万円、この旧炭鉱資本、二つ合わせると４６５０万円。全体が４９００万円ですから、９４．５％ですね。この道路用地の上に、飯塚市が金を出して道を造るわけですよ。どうしてこういう特別扱いをするんですか。

○　土木建設課長

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、炭鉱跡地利用の促進を図るために道路認定を行い、道路を建設する目的で旧庄内町で議決されたものでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○　川上委員

どうしてこういうことを訊いていくかというと、ほかにも炭鉱跡地はたくさんあるわけですよ。それで、市の方はそれを活用したり開発したりしてもらいたいし、してもいいというような感じですよ。そうすると、炭鉱跡地の、住民の目から見て民主的な開発だとか利活用とか当然あると思うんだけれども、そういう炭鉱資本を特別扱いするようなやり方は、やっぱりおかしいんじゃないか。つまり、民間が自分で開発するというのであれば道も造る、そして固定資産税とか嫌であれば、寄付採納するわけでしょ。普通やってることを、なぜ炭鉱資本にだけは要求しないのかです。これは庄内だけの問題ではないだろうと思うわけです。これは指摘しておきます。質問を終わります。

○　委員長

暫時休憩いたします。

休　憩　１０：５９

再　開　１１：１０

委員会を再開いたします。通告外の質疑を許します。

○　西川委員

私は先ほど野見山委員がおっしゃった事に関連がありますけど、１２５ページの地域清掃活動に対する支援についてということで、少し質問をさせていただきます。といいますのは、私は旧頴田町の出身でございますが、頴田町におきましては清掃というかたちで環境美化の日というのを設定をいたしております。この環境美化の日というのは、年に３回行っておりました。それが今年度合併後ですね、環境美化の日という形で統一しては今年度は８月に１回だけにしてくださいというような話が漏れ聞いております。旧頴田町では住民が主体になって住民発議のもとに衛生連合会が主力で住民が一緒になって環境美化の日ということで３回ずっと実施を続けております。これが今回１回でということになると、住民が作り上げた環境の美化の日を逆行することになりはせんかと、何で１回なのかと、頴田だけで独自で実施することになるとあとのゴミの収集業務、収集に対する費用、そこらあたりが相当な費用でありますので、どうしても実施できないというようなことになると、今までの運動そのものに影響が来たすと、このことについてどうお考えになってるか先ずはお尋ねをしたいと。

○　環境整備課長

環境美化の日につきましては、ご存知のように６月が全国的な環境月間でございます。そういう時期に合わせて旧１市４町でいろいろな取り組みがなされてきておるということにつきましては、合併協議環境分科会の中で承知をしております。そしてこの部分について、今委員さんが言われました３回を１回にするというのがちょっと申し訳ございませんけど私承知をしておりません。しかしながら、このあくまでも衛生自治会あるいは住民発議によってそういう取り組みがなされてきたということを、あえて３回していたのを１回にしましょうというようなことになると、先ほどのはなしではございませんけど、環境保全の後退につながるというような考え方から私どもといたしましては、そういうふうな住民の自発的なそういう活動については積極的に支援をしてまいるとし、また行政といたしましてもそういうものに参加をしていきたいというふうに考えております。

○　西川委員

今のお話でございますと、１回にという話は聞いていないというふうにおっしゃっておりますので、今までどおりで実施ができれば幸いだと思っております。今の地域の清掃活動に対する支援という意味では、ここの予算書の中にごみ処理あたりについても相当な金額、約９億２千万ぐらいでしたか、この委託料もあります、こういう委託料の中に全部分けますと不燃物処理、それから有害ごみ処理、不法投棄、ごみの収集委託というようにいろいろありまして、合計するとそういう金額でございますが、こういう項目の中と別にやはり地域の清掃活動に対する支援という費用、支援費といいますか、まあ項目は助成金か補助金か支援費か何かいろいろありましょうけど、そういうもので地域の清掃に対する活動を援助していく、支援していくというような考えでの費用の設定は考えてありませんか。

○　環境整備課長

先ほどの答弁の中に衛生自治会というお話をちょっとさせていただきましたが、地域の環境美化活動等々を積極的に推進されておるのは、衛生自治会を中心としたいろいろな市民活動グループだというふうに認識をしております。衛生自治会に対する会の運営費用とか補助は当然予算計上しておりますけども、今質問者が言われますような環境美化活動というような形の名称で予算計上はしておりません。しかしながら、今委員さんから指摘がございましたように、そういうものを特化するために、そういうような予算項目が可能かどうかということを関係各課と協議いたしまして、検討させていただきたいと思います。

○　西川委員

そうしますと、予算書の１２３ページの上から５番目環境美化の日収集業務委託料という項目がございます。これと他にはこの中にページ数で言いますと１２８ページの下から６行くらいですか、ゴミ収集業務委託、そこらあたりとの関係も出てくるんではないかと思いますが、先ほど言った環境美化という名目のものもございますから、ここらあたりはどういうことでしょう。今言った１２３ページの環境美化の日収集業務委託料ということであります。

○　環境施設課長

ただ今の１２３ページに掲載しております環境美化の日収集業務委託料、これにつきましては旧頴田町の収集業務の委託料を計上いたしております。次に１２８ページのごみ収集業務委託料、これにつきましては通常の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等の１市４町で行っておりますごみ収集業務の委託料でございます。

○　西川委員

そうしますと、１２３ページのものは頴田町独自のものだということになりますよね。金額は聞きませんけれども、そうすると別に１２９ページをお願いしたいんですが、１２９ページの一番上の方の散乱ごみ処理監視業務委託という事務委託料が、ここらあたりでやはり地域の清掃業務、いろいろボランティアに対する支援という形で考えられる項目はありませんか。この金額、予算書の金額、１０億円の金額、ごみ処理の項目だけ言ってもゴミ処理費は１５億円

もあるわけですから、こういうものの中に支援という形で出してもらえる費用金額は、今後そのような考えがあるのかないのか、そこらへんお尋ねいたします。

○　環境施設課長

散乱ゴミ処理監視及び衛生事務委託料につきましては、これは旧頴田町が行っております散乱ゴミの処理に関する業務、それから不法投棄防止に関するパトロール監視業務、その他各支所衛生係の事務補助という項目で委託料を計上いたしております。

○　西川委員

私が聞いているのは、支援を今後出来るのかと聞いておるのですが、そこのお答えがちょっと無いんですけど、それと最後の質問としまして、やはり今言った支援という形で考えが起こせるのかどうかということが１点と、それぞれの所管で対応しますという答弁でしたね、所管で対応するということは、頴田町は頴田で今までのやり方、今までボランティアでやってもらってるこういう清掃業務、それも所管という形、そしたら所管でいきますと費用がありません。本庁に行って相談してください。支所はやりたいんですけど、金が無いんです。こういうふうに言われると後はどうするんでしょう。本庁の方の予算がしてなければ、支所の方は全く手も足も出ないということになりますが、ここらあたりをよくお考えになって今後の支援という形で予算書に無いから、金が無いから支援できませんよというようなことが一切無いように支援はあくまでもボランティアは支援やっていく、市民はボランティアというのはタダなんですよ、無料なんですよ。行政がボランティアと言って市民と一緒になって行動するときは、これは有料なんですよ。そこらあたりもよくわきまえていただいて、本当に支援活動としての支援の費用というものを捻出をお願いしたい、これをお願いいたしまして私の質問を終わらせていただきます。

○　委員長

その他ございませんか。

○　葛西委員

遅刻をしてきまして申し訳ございません。明石議員の質問と重複するかと思いますけど、ちょっとお聞きしたいですが、飯塚市においてはゴミの分別が７品目あるわけですけど、穂波町は従来４品目に分けて分別しておりましたけども、穂波町はビンと缶が今まで別々に分別をされとったわけですね。これを桂苑に持って行ったら、今聞きましたらビンと缶を一緒にやっとるということですが、これを桂苑に持って行きますと桂苑で分別するわけですね。この費用が１１０万円ということでお聞きしましたが、１１０万円とは年額の１１０万円ですか。

○　環境整備課長

先ほど答弁させていただきましたが、１７年度、１８年度の比較で年１１０万円程度の分別することにより増額になるというふうなことでございます。

○　葛西委員

１１０万円という経費は人件費ですか、それとも別の経費ですか、この内訳をお願いしたいんですが。

○　環境整備課長

これは予算ベースで比較をさせていただいいて、大体１７年度は７００万円くらいの委託料で、今度分別の作業が入りましたので８００万円ということで約１１０万円程度の差額になっております。この内容といたしましては、分別作業の人件費、いろいろありましょうけども内容といたしましては、トン当たりの単価契約でこの分別作業の契約を業者としております。ごみの減量化とか資源の再利用とかいうようなことで、量に増減が出ますので一概に１１０万円という数字がピシッと当てはまるかというとそうではないと思いますが、基本的には今まで一緒にしていたものを今度分別をするということでございますので、純然たる増加の理由はそういうふうな作業の代金が上乗せになったと、いわゆる人件費等の代金が上乗せになったという

ふうに理解をしております。

○　葛西委員

結局これは手作業で、桂苑でまた仕分けするわけでしょう。要は人件費ですよね。人件費が年額１１０万円という金額では収まらないと思うんですね。途中で補正とかそういうことを考えられませんか。

○　環境整備課長

先ほど申し上げましたように、これは通常の委託契約ではなくて、トン当たりいくらというような単価契約をしております。それで途中で人件費が増高したとかそういうことで、この単価を年契約しておりますので、途中でこれが変わるということはございません。しかしながら、缶ビンの量が増えてそれの分別に市が想定しています量を大幅に市民の方から排出された場合は、その量に応じた金額が上がると思いますけれども、現在の単価契約トンあたりの金額は年間は変わりません。

○　葛西委員

これは穂波町においては、ビンと缶は分別するということが周知徹底しとるわけですよね。１１０万円という金額、これ年額ということですから、金額にしたら大した金額ではないと思うんですけども、わざわざ一緒にする必要があったんですかね。このような状態でもうちょっと検討されてもよかったんじゃないかなと私思うんですけどいかがでしょうかね。

○　環境整備課長

混合収集をするということについては、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、３点程度の利点がございました。この分については、合併協議の環境分科会の中で各町１市４町から出てこられた委員さんの中で真剣に論議をいたしました。その中で、最終的に混合収集をしようというふうに調整をいたしましたので、現在その方法でいっております。しかしながら、平成２０年度のリサイクル法の見直しとか、そういうふうなものがありますので、その間にいろいろ市民の皆様のご意見等をいろいろ聞いてどうしてもそういうような形でやらんと承知しないよというようなことになれば、私どもも検討することについてやぶさかではございません。

○　葛西委員

私も恥ずかしい話ですが、７品目に分別されるということをつい最近まで知らなかったんですよね。一般市民の方に周知徹底の仕方、これどういう方法で今されてありますか。

○　環境整備課長

新市になって具体的にこういう行動をしたということは、今のところございません。しかしながら、合併前後につきましてはゴミの出し方のパンフレット等を作りまして市民の皆様にお配りをするというようなことで今のところ周知をしておるところでございます。

○　葛西委員

結局お配りをするということで、まだ配ってないわけですね。

○　環境整備課長

お配りしております。

○　葛西委員

最後になりますけど、今言いましたように緊迫した財政状況の中でございますので、１１０万円という金額はその中から考えたら大した金額ではないかも分かりませんけれども、ひとつこれは要望になりますが、十分検討していただきたいと思っております。

○　委員長

その他ございませんか。

○　坂平末委員

１２９ページの３目、し尿処理費、この分で旧飯塚市は直営業務でされてましたよね。この部分で基本的に収入が７８００万円、これの内容をちょっと教えていただけないですか。それ

とそれにかかっとる職員が何名かかっているのか。ここに１３名分ということで一般職の給料が出てますけど、これが全部し尿収集だけにかかっておる分かどうか、そのあたりお願いします。

○　環境施設課長

先ず最初に順番が逆になりますけども、体制につきまして、現場の職員は現在１１名で対応しております。この中には施設係と業務係がございますので、実際現場の方に行って収集を行っておりますのは７名でございます。それと、収入についての内容でございます。合計で件数が１８年度が件数で３万３４８８件、人員が７万８７９３名、この内容につきましては、人頭制それから重量制という分け方で計算しております。

○　坂平末委員

この収集にあたっている職員は７名ですね。７名分の給料ですか、これにかかる２節、３節、４節、７節、この分で７名分で金額を出してくれんですか。分かります。

○　環境施設課長

現在手元に資料がございませんので、後ほど提出させていただきます。

○　坂平末委員

その数字が出らんとなかなか前に進まんとですよね。出来ましたらすぐ数字出らんですか。

○　環境施設課長

現在手元ですぐは、不可能な状況でございます。

○　坂平末委員

私がここでお尋ねしたいのは、基本的に歳入のほうの２６ページに約７７９０万円、これが汲み取り業務の収入だろうと思うんですよね。それに対して実際に直営業務でやってる分が、どのくらいかかっておるのか。基本的に、し尿の汲み取り業務の収集というのは、民間も行政もやるのは個人が払うわけですからね。ですから収益は同じなんですよね。そこあたりの格差がどのくらい実際にあるのか、これ民間で１市４町ほとんどされていると思うんですよ。旧飯塚だけがし尿の収集を直営でやってる部分があるわけですね。このあたりの民間であれば、それでひとつの企業として成り立ってる部分が、逆に直営でやってる部分の格差がどのくらいあるか、そのあたりをちょっとお聞きしたかったものですからね。だから、これも基本的にし尿の汲み取り業務がどうしても直営でやらなきゃいかん理由、そういったところが今後どういうふうに行政として考えていくのか。１市４町の中で旧飯塚市だけが、職員削減も非常に厳しいと思いますけども、それだけデメリットがそこでどういったものが出てくるのかなということをお尋ねしたかったんですね。そのあたりを今後どういうふうにされるかを答弁いただきたいと思います。

○　委員長

坂平末委員にお願いですが、今すぐ数値が出ませんので、答弁保留にさせていただきたいと思いますがよろしゅうございますか。

○　坂平末委員

プラスマイナスが０ならばいいんですけど、当然持ち出しのほうが多いと思うんですね。マイナスの方が、そこら辺を踏まえて今後のことを答弁してもらったらいいですよ。

○　委員長

暫時休憩いたします。

休　憩　１１：３７

再　開　１１：３８

委員会を再開いたします。

○　行財政改革推進室長

先の代表質問等でも申し上げましたが、非常に財政が逼迫しまして早急に行財政改革に取組

まなければならない問題でございます。当然ながら今申し上げられました直営部門のことにつきましても、今後十分行革の中で検討させていただきまして、人件費の削減等も視野に入れながら進めてまいりたいとこのように考えております。

○　坂平末委員

それで行革の方で今後そういうふうに検討して進めたいということだけど、大体どのくらいを目処にやっていくつもりですか。

○　行財政改革推進室長

当然ながら現場の方と十分協議をしながら、まだ数値目標はどれだけだということは申し上げられませんけれども、十分原課の方と協議をしなが進めてまいりたいと思っておりますので、早急に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○　委員長

他にありませんか。

（　な　し　）

質疑も無いようでございますので、「４款　衛生費および５款　労働費」についての質疑を終結いたします。場内整理のため暫時休憩いたします。

休　憩　１１：４０

再　開　１１：４４

委員会を再開いたします。

次に、「第６款　農林水産業費から第７款　商工費」まで、１３４ページから１５４ページまでを議題といたします。まず最初に岩本委員に発言を許します。

○　岩本委員

３７番岩本です。私のお尋ねしたいことは１３７ページ、久保白ダム土地改良区補助金についてお尋ねいたします。１９節に負担金補助及び交付金で久保白ダム土地改良区補助金２００８万２０００円というものが予算計上されております。この久保白ダムというのは昨日選挙費についてお尋ねいたしましたんで、その概要については理解いたしました。しかしながら、この久保白ダムというのは土地改良区になっております。その概要ですね、その地元との管理運営、この辺はどうなっているのか、例えば送水管の距離だとか、こういうふうなちょっともう少し詳しくご説明願いたいと、かように思います。よろしくお願いします。

○　農林課長

久保白ダムが維持管理しております施設の概要とそれから使用目的について、ご説明申し上げます。久保白ダム土地改良区は昭和４１年６月に設立認可を受けまして、龍王山の水を水源とする旧飯塚市、旧穂波町、桂川町にまたがる受益面積１１６６ヘクタールのかんがい用水を確保するため１５３４戸の農家が結束し久保白ダム農業専用施設として用水施設およびパイプライン約１２キロ、この１２キロは久保白ダムより津原、明星寺、２０１号を横断しまして建花寺、幸袋の庄司までつないでいる送水管であります。この事業は県営かんがい排水事業として国および県の援助で当時のお金で３５億８０００万円を投じて、昭和３９年着手以来昭和６３年完成まで２４年を費やした大事業でありました。土地改良区の目的としましては農業生産基盤の整備および開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的開拓および農業構造の改善に資することを目的とされております。運営費はすべて飯塚市ならびに桂川町の補助金で賄われておりまして、この土地改良区への補助金は飯塚市農業の生産性の向上ならびに農業構造の改善を行う上で必要なものでありまして、昭和４１年の設立当時より補助金を交付しているものであります。以上です。

○　岩本委員

そうしますとこれはすべて費用については飯塚市が負担してるということですね。今松隈課長から説明ありましたが。そうしますと普通な工業用水、それから上水、これについては受益

者負担という原則でいってますね。そうしますと今農業用水でも使っているということに対しての、いわゆる受益者負担、これはまったくないんですか。要するに地元、いわゆる地権者と言いましょうか、そういう方にも負担は求めてありませんか。

○　農林課長

はい。受益者負担はありません。

○　岩本委員

そうしますとね、そういう条件で久保白ダムができたというふうに理解いたします。ところでこの２００８万２０００円プラスの選挙費がありましたね、あれ予算、昨日質問しました。そうすると全体予算としては約２２００万円程度ということになりますね。これは飯塚市が管理運営していく以上、半永久的に飯塚市がこれだけの費用を出さなくてはいかんと、こういう解釈でよろしゅうございましょうか。お願いします。

○　農林課長

はい、そのとおりであります。

○　岩本委員

わかりました。私としてはこういうふうな土地改良区補助金というのは金額的に大きかったし、その内容を知りたいという思いで質問させていただきました。以上で終わります。

○　委員長

次に、川上委員に発言を許します。

○　川上委員

１３９ページ、農業振興費、中山間地域等直接支払交付金についてお尋ねします。

予算１１１７万２０００円、その内訳をお尋ねします。

○　農林課長

中山間地域等直接支払交付金ということで、旧筑穂町・旧飯塚市・旧穂波町・旧庄内町合計で１１１６万９４３９円であります。

○　川上委員

集落はどれぐらいの数になりますか。また、その参加者数はどれぐらいになりますか。

○　農林課長

旧１市３町合計で、集落は１４集落であります。参加者数は１２３名であります。

○　川上委員

これは拡大傾向にありますか。それとも縮小傾向にありますか。お尋ねします。

○　農林課長

わずかながら縮小傾向で進んでいるようであります。

○　川上委員

私はこの事業ですね、水田の保全、それから山林保護、災害防止、それから景観、それからもちろん食料、それから働く場を確保するというような意味合いにおいて、非常に重要な施策だと思うわけです。それで、これは本来は増えなきゃいけないと思うわけですけれども、なぜ横ばい、ないし減少傾向にあるんですか。お尋ねします。

○　農林課長

中山間地域による離農の増大、高齢化、それから担い手不足による現象だと理解しております。

○　川上委員

農業全体についていえば、団塊の世代がそういう時期を迎える関係もあるから戻ってくる打とか、そういう方も可能性としてあるわけで、いろいろ工夫して丁寧にしていけば、この事業、拡大できるのではないかと思います。で、国はどういう態度をとってるんですか。

○　農林課長

中山間地域から農地を守るということは、重大な施策と認識しております。それによりまして、国の方につきましても、平成１２年度より５年計画、１７年度より再度の５年計画を立てまして継続しておりますので、平成２２年の失効になりましても、継続するように図っていきたいと考えております。

○　川上委員

先ほど、集落的には１４集落ということでしたが、是非ですね、地元の実情に応じながら拡大のために頑張ってもらいたいというふうに要望して、質問を終わります。

○　委員長

次に、岩本委員に発言を許します。

○　岩本委員

岩本です。私は商工費の中で１５１ページ、企業立地促進補助金の件についてお尋ねいたします。この企業立地促進という文言からいきますと当然ながら市長の方針にもありますように、積極的に工業団地に企業を立地したいという思いだろうと、そういう意味で、私から言わせますとわずか２４０１万８千円と、予算そのものが非常に小額というふうに解釈いたしますが、それは別として企業立地促進補助金とはどういうふうな目的で設置されたのか、またその運用方法、これについてご説明を求めます。

○　商工振興課長

企業立地促進補助金とは誘致いたしました企業や市内の既存企業が２１００万円以上の設備投資をした際、この固定資産税相当額を３年間にわたり補助するもので、限度額は１年間に１千万円でございます。したがって対象は不特定の企業となります。今年度予算要求させていただいております２４０１万８０００円につきましては、合計７社分の金額でございます。

○　岩本委員

直方市もこういうふうな企業誘致についての補助金を出しておりますね。これに比べますと飯塚市の場合は非常に条件がいいということで、私は解釈しております。まあそれはそれなりに評価いたしますが、では飯塚市は今回の予算にて飯塚地区地域自動車産業参入研究会を立ち上げ目尾工業団地を造成し、かつ市長自らがトップセールスを行うなど企業誘致に積極的に取り組むとのことでありますが、固定資産税相当額の補助だけの施策ではますます激しさを増す、いわゆる企業の誘致合戦、これは皆さん簡単に企業誘致というふうに言葉ではおっしゃいますが、そう簡単にですね、企業は来ないんじゃないかという思いがいたします。したがって県がつくった企業立地の案内ですね、を見ると本市より分厚い制度の市もあるが、何か本市独自の方策を検討してあるのか、その辺の回答を求めます。

○　商工振興課長

自動車関連企業中心とする誘致につきましては、質問者が言われますように、優遇施策を充実すればこの誘致戦争に勝ち残る可能性は高まるものと考えます。しかし、この反面必要な財源が増えることには明らかでございまして、かと言って、財政が厳しいからと言ってこのまま放置すればその機を逃しかねないことにもつながってまいります。現在市におきましては、一定の優遇措置は持っておりますが、まだまだ不十分だと考えております。質問者の言われます市独自の、特に初期投資を大きく軽減するような優遇制度の見直しを検討しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○　岩本委員

この件につきましては、私も思いもございますので、私の考えも述べさせていただきます。九州、特に北九州は最近トヨタ、日産、要するに世界のトップ企業が誘致することは大変な事業だと思います。つまり労働力、それから水、交通アクセス等クリアしなければ、とてもやない飯塚には出てこないんじゃなかろうかと思います。したがって私の考えでは市だけの責任ではなくて、市長がどうのこうのという考えだけではなくて、当然のことながら国・県の支援を

受けながら市民が全員、大いに協力を仰ぎながら実現すべきだと考えております。一刻も早くこの企業誘致、予算が通りましたならば積極的に進めていただきたいという思いです。こういうふうな企業立地促進補助金というのをせっかく２１００万円も計上して１社も来なかったというのは寂しい思いがいたします。そういう意味でもし市長の考えがあれば、お尋ねしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○　経済部長

ここの予算で上げております企業立地促進補助金、これ以外に先ほどから課長が答弁しておりますように企業の初期投資を抑えるために土地の売却につきましても、使用貸借制度という民法を活用いたしまして、土地を購入して代金は１０年後にお支払いいただくと、そういう他市にないような優遇措置も持っております。それから今後の課題となってきますけど、盛んに最近自動車産業のこと言われておりますけど、関東地区、それから中京地区にですね、市内出身の方で団塊の世代を迎えまして、リタイアされる大企業の方もおられますので、そういう方たちとのネットワークを通じまして、積極的に企業に対してアプローチをしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○　岩本委員

よく理解できました。以上で質問を終わります。

○　委員長

次に、川上委員に発言を許します。

○　川上委員

１５２ページ商工振興費、旧飯塚大丸ビルの問題に関連して質問してまいります。１５２ページの上から３行目にですね、中心商店街空き店舗対策事業費補助金２００万円が計上されています。そこでまずこの中心商店街とはどこのことを指すのか、お尋ねします。

○　商工振興課長

中心市街地活性化法にいいます飯塚市内の旧商店街地域でございます。

説明が不足しまして、具体的に商店街で申し上げさせていただきたいと思います。本町商店街、それから永楽町商店街、東町商店街、それから吉原町商店街、昭和通商店街、それから新飯塚商店街、６つの商店街がございます。

○　川上委員

こういう商店街は、どういうふうに見るかということがあると思うんですけど、私は、これは単なる店がたくさん集まったところだということではなくって、商業機能の集積、それからそういう意味では地域の共有財産ですね、文化的なことも含めて。それがシャッター街化をはじめる、はじめて久しいわけです。どうしてこういう大事な中心商店街がシャッター街化をはじめてずっと続いているんですか、お尋ねします。

○　商工振興課長

商業統計によります商店数でございますが、これは平成１４年と１６年ということで比べさせていただきますけども、旧１市４町合計ということで約１００件の減少となっております。この原因といたしましては、少子高齢化による後継者の不足、それから郊外大型店の進出、また長引く不況などが複雑に起因しているものと考えております。

○　川上委員

そういうのがもちろんあります。それで買う力が長年の自民党政治の中で急速に後退してるわけです、特にバブル崩壊以降。その一方でバブル崩壊のあとアメリカの圧力で大店法が改悪されてね、もうどこでも大型店が入ってこれる状態が続いてきたんでしょ。こういう状況の中で旧飯塚になりますけど、こういう商店は３分の１が失われた。それに伴って旧飯塚市の商工振興予算も３分の１減ってるんですね。ですからこの中心商店街空き店舗対策というのは、ここではあれかもしれませんけど、総合的な手を打たなければならないわけですよ。そういうと

きにね、この１事業のことかもしれませんけど、この事業費補助金２００万円わずか、何に使うつもりですか、お尋ねします。

○　商工振興課長

この空き店舗対策につきましては、国・県の補助と地元負担合わせまして約１千万円でございます。本予算では市の持ち分として２００万円を計上しておるところでございます。

○　川上委員

その１千万円でも私はあえてわずかと言って過言でないと思います。それで本町商店街です。ここに飯塚大丸がありましたけども、閉鎖しましたね。ずいぶん経ちます。これについては今空き店舗、空き店舗と言うんでしょうか、空き店舗状態です。どういう対応を市はしてきているんですか。

○　商工振興課長

旧飯塚大丸につきましては、昭和４９年１０月に服飾関係の小売店として開業いたしましたけれども、平成１１年１０月に倒産をいたしました。その後、平成１２年８月から競売を開始されたということでございますけれども、なかなか落札ができないといったふうな状況の中で、現在まで推移しております。市といたしましては平成１４年でございますが、地元本町の商店街、それから商工会議所と協議した中で、商店街等活性化事業を活用いたしまして、表部分の一部をえびす広場として改装いたしております。以上でございます。

○　川上委員

抜本的な空き店舗対策というふうにはなっていないということですよね。それで問題は、あの老朽ビルです。壁面崩落が続いてますね。せっかく造ってるアーケードの上にも落ちかかってますよね。それでこれはどうにか手が打てないんですか。お尋ねします。

○　商工振興課長

この問題につきましては、債権者でございますけども、債権者の中で複数の債権者がいらっしゃいますけども、その中で一番筆頭格でございますが、西日本シティ銀行さん、もともとは西銀ということだったんですけども、そういうことで、こちらと地元商店街の方は一応管理を商店街のほうがするといった約束の中で、日常の管理がされております。それで私どもといたしましては、この債権者の筆頭でございます西日本シティ銀行さんと何回ともなく、この維持管理につきまして話をしておりますし、また本町の商店街とも、また商工会議所とも協議をしておるところでございます。

○　川上委員

特に、上に避雷針の立ってる塔があるんですね。あれが去年の３月みたいな地震がもう一度くるとどうなるか心配ですよ。それでどうにかしないといかんわけですね。問題はそれだけではなくって、もっと深刻な問題があります。一番上に機械室があります。機械室は四面、それから天井、全部アスベストです。むき出しですね。もう剥がれ落ちかかってます。私が見たときには、窓が開いてたんで、外に一定程度外部に流れ出しておったかもしれません。それで緊急に対策を、これについては行う必要があると思うんだけど、どうにかできませんか。

○　商工振興課長

先ほど、維持管理ということで債権者ともども地元の商店街、それから商工会議所等と、いろんな協議をやっておるところでございます。特に、今質問者がおっしゃいますこのアスベストの問題につきましては、その後市の方でも、どのくらいの費用がかかるのか、調査もいたしましたし、その後この費用の捻出について法的な面からも、制度も必要であろうということで弁護士の方にもお伺いしております。現在はそういった状況の中で、抜本的な解決策が見つからないといったふうな状況でございます。

○　川上委員

根本的にこの老朽ビルどうするかということがあるんですけど、これについてはやっぱり法

的なところが難しいのがあるかも知れませんけど、この最大債権者の西日本シティ銀行ですね、社会的責任を問うていく必要があると思うんですよ。ここに飯塚大丸に金貸したりして、そこで利潤を、利益を追求しようとしたわけでしょ。それに失敗したわけでしょ。そしたら知らんと、この大事なところにアスベスト入りの建物を置きっぱなしにしていいのかと、１年前に西日本銀行と福岡シティ銀行が１昨年合併しましたね。それぞれ不良債権を２７００億円、それから２０００億円抱えて、合わせて４７００億円の不良債権抱えて合併したんですよ。そしてこのときに国民の税金が７００億円投入されているわけでしょ。飯塚市はここに、彼らの不良債権だった土地に２億４千万円かけて駐車場買ってやったでしょ。そういういわば間柄です。ここに飯塚市としても一番大事にしている中心商店街、その中でも中心中の中心じゃないですか、本町商店街。ここにアスベスト入りのこういう老朽ビル債権抱えて知らぬ顔というのは、こういう大銀行としては、地域の大銀行としてはやっぱり認められんだろうと思うわけです。だから厳しくそのことも指摘して、一刻も早く事態を打開してもらいたいと思います。特に、環境の問題です。アスベストの問題はそういう関係ならほったらかしとっていいということでもないと思うんですよ。国・県、環境の方で何かお考えはありませんか、お尋ねします。

○　経済部長

先ほどからも答弁しておりますように、債権者であります西日本シティ銀行には再三いろんな打ち合わせに行っております。今議員が申されましたように、国・県と今後とも協議しながら、環境問題についても十分対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○　川上委員

その方向で強くがんばってもらうように要望して質問を終わります。

○　委員長

次に、岩本委員に発言を許します。

○　岩本委員

岩本です。私の設問は中心街空き店舗および活性化がんばろう会補助金は全市を対象として考えているのかという設問でございます。今川上委員がすでに質問されましたんで、ダブっておりますが、２つだけ私のお尋ねしたいことがございます。中心商店街おそらくこれは、飯塚市が従来やってる事業を継続だろうというふうに解釈しておりました。今執行部からの説明で十分理解できました。そこでお尋ねしたいのは、それはそれとして旧４町の商店街の中にも空き店舗が例えば旧筑穂町では、茜通りということで上穂波駅前から筑穂町までの通りがございます。それがもう今は４店舗かに増えました。いわゆるシャッターが閉まったままということで、さびしい思いが私はしております。そういう観点からいくならば、こういうふうな活用資金ですね、こういう補助金、もしもこの２００万円、１００万円、この辺で予算の残がもし出たならばという思いで何らかの補助金が旧４町に適用できないか、その辺のお考えをお尋ねいたします。

○　商工振興課長

旧飯塚市の空き店舗対策事業は商工会議所が事務をとりまして、地元と行政を交えた会議を開きまして、そこで検討されました利用に対して補助を行っておるところでございます。先ほどの川上委員さんの質問の中でも、少し触れましたけども、これは国・県それから地元、一体となって取り組んでおる事業でございます。旧４町内にも商店街がございます。このことは承知しておりますが、市の財政状況、並びに地元の負担などを勘案し、事業が可能かどうか商工会を交えて検討する必要があるというふうに考えております。

○　岩本委員

今説明の中で、この事業は商工会も含めての検討課題だと、運用をしているということでございますので、私も地元商工会、どういうふうな今後いわゆる空き店舗対策考えているのか、

この辺をまず地元の商工会の会長さんとも話して、今後の検討課題と、私もそう考えますので、今後そういうふうなあれで検討したいと思います。以上で終わります。

○　委員長

次に、通告外の質疑を許します。

○　葛西委員

１３６ページ１節、農区長と生産組合長の報酬５２４万２０００円というのがありますが、この内訳をお願いします。

○　農林課長

農区長３６名、生産組合長８４名です。金額は５２４万２０００円です。

○　葛西委員

金額の内訳を質問しよるわけですが。

○　農林課長

単価がそれぞれ違いますので、旧飯塚市、旧庄内町、旧穂波町、旧頴田町、旧筑穂町の合計金額で説明したいと思いますが、よろしいでしょうか。旧飯塚市が３３７万７千円、穂波町１３万５千円、筑穂町１６万４千円、庄内町１４１万６千円、頴田町１９万円です。

○　葛西委員

農区長と生産組合長の１人あたりの単価は出ますかね。簡単に割ればすぐ出るんでしょうけども、頭が悪いもんですから、出ますかね。

○　農林課長

今のところ資料を持ち合わせておりませんので、後で報告という形に取らさせていただいてよろしいでしょうか。

○　委員長

個人的な報告でよろしいですか。

○　葛西委員

あとで資料を出していただいて、ちょっと質問させていただきたいと思いますので。

○　委員長

資料要求をされますか。

○　葛西委員

ぜひ資料をお願いします。

○　委員長

資料要求についてはどうですか。

○　農林課長

はい、出せます。

○　委員長

おはかりいたします。ただいま葛西委員から資料要求があっておりますが、これをお受けすることにご異議ございませんか。

（　異議なし　）

では、資料の要求をお願いいたします。決定いたします。

○　葛西委員

続けて、１３９ページの１９節、ふれあいまつり補助金５０万円というのがありますが、これ担当課長でも結構ですが、お尋ねいたします。現在ですね、ＪＡふくおかは黒字経営なんですよね。これご存知ですかね。

○　農林課長

はい、そのように聞いております。

○　葛西委員

それで理事の報酬も今回上がっております、ＪＡふくおかですね。本市は今回赤字を計上しておりますよね。この赤字を計上している本市が営利団体、しかも利益がでているＪＡふくおかに５０万円の補助金を出すというのはいかがなものかなと、私思うんですが、そこら辺どんなふうでしょうか。

○　農林課長

この補助金はＪＡに出しておるわけではありませんで、実行委員会の方に出しておる補助金になります。

○　葛西委員

結局ですね、同じことですよね。財政が今の本市も厳しいということですので、結局名前が違うだけでＪＡに出しておるわけでしょうが。それを聞いてるわけです。経費削減のためにも、こういう補助金は見直していただきたいということを意見として言わせていただいておきます。以上です。

○　委員長

暫時休憩いたします。

休　憩　１２：２５

再　開　１３：３０

委員会を再開いたします。

休憩前に葛西委員から資料要求があっておりました件につきましては、お手元に配付いたしておりますので、その点についての質疑を許します。

○　葛西委員

今これ、私も初めて目を通させていただきよりますが、これ各地区によってかなりの開きがありますね。この開きについてはどういうふうに考えてありますか。

○　農林課長

合併協議の中で合併までに調整するということで審議進めておりましたが、統一が困難な職種については、新市において調整するということでありますので、今現在、各生産組合から２名の参加をいただいて、話し合いの協議の場を持つ予定にしております。

○　葛西委員

じゃあ実際にまだ話し合いには入ってないわけですね。

○　農林課長

現在のところはまだ話し合いには入っておりません。今、事務局レベルで話し合いは進んでおります。

○　葛西委員

これだけの開きがあるとなかなか協議も難しいと思いますが、ひとつよろしく協議のほどしていただくようにお願いいたします。終わります。

○　委員長

次に坂平末委員に発言を許します。

○　坂平末委員

１５３ページのサンビレッジ茜の指定管理委託料、このサンビレッジ茜の指定管理の仕組みをちょっと説明していただけないですか。

○　商工振興課長

財団法人サンビレッジ茜につきましては、野外活動を通して勤労者等の余暇活動や青少年健全育成を実現するための施設といたしまして、事業といたしましては大きく公益事業と収益事業とに分かれております。まず公益事業につきましてご説明を申し上げます。大きな項目で申しますが、まずサンビレッジ茜管理運営、それから野外活動の振興および地域住民の余暇活動に関する調査、それから野外活動・研修・各種イベント等の企画運営および指導、それからス

ポーツ団体、学校等の交流促進対策、また公共団体および民間団体等の当該関連施設と連携する共同事業の研究、またその他の事業ということで公益事業として展開しております。また、収益事業といたしましては、サンビレッジ茜公益事業との連携による円滑な収益事業、野外活動・研修・各種イベント・宿泊者等の飲食に関する研究および創意工夫、それから町活性化のため町特産品の販売促進、その他というふうな事業を展開しておるところでございます。

○　坂平末委員

これ、通常、公益事業と収益事業で指定管理委託は通常、今、旧１市４町の中でされてるところ、ありますか。

○　商工振興課長

他のところでは、ございません。

○　坂平末委員

じゃあ、ここの理事会はどんなふうになってるんですかね。このサンビレッジ茜の立ち上げた理事会の仕組みは。

○　筑穂支所長

理事の内容でございますけども、議会代表、それから職員、それから旧自治体、筑穂町のＯＢ等で組織をされております。

○　坂平末委員

これの任期はいつまでですか。

○　筑穂支所長

来年の３月３１日をもって、任期満了となります。

○　坂平末委員

今までの理事長は、どなたがされておったんですか。

○　筑穂支所長

今までの理事長は、前筑穂町長でございます。

○　坂平末委員

じゃあ、その方も来年の３月３１日までが任期ですね。

○　筑穂支所長

５月２２日をもって、辞表が提出されております。

○　坂平末委員

じゃあ、今現在は理事長不在ということですか。

○　筑穂支所長

現時点では不在でございます。

○　坂平末委員

来年の３月３１日まであるわけですが、任期が。じゃあ、不在のままでいかれるんですか。

○　経済部長

前理事長からの辞表が出て受理されておりますので、来年３月までの理事長につきましては、近く多分、理事会があると思いますけど、その中で、副理事長が代行でいくのか、理事長を新たに選任するのか、その理事会で決定されると思っております。

○　坂平末委員

じゃあ、別の角度から。これ、財団法人サンビレッジ茜、資本金いくらですか。

○　商工振興課長

出捐金につきましては、２千万円でございます。

○　坂平末委員

その分は、旧筑穂町が出されてあったんですね。どっちですか。

○　商工振興課長

そのとおりでございます。

○　坂平末委員

じゃあ、今回１市４町合併してですね、それまでは旧筑穂町で理事会の運営がされてあったと思います。それで今回理事長が辞任されたということで、来年の３月３１日までの任期の新しい理事長を選任するのにですね、今の現在の理事会だけで選出されていいのかどうかですね。そのあたりは、当然資本を出してある行政の市長なり助役なり、もしくは所管の部長あたりが、やっぱりそこになられるべきではなかろうかと思うんですけどね。どんなふうですかね、そのあたりは。

○　経済部長

多分、近く開かれると思いますが、その理事会の中でどうなるかわかりませんけど、後の理事長にしろ残任期間になりますので、当然来年の４月以降、新しい理事の選任になってくると思います。新しい理事の選任につきましては、また理事の方たちと相談しながら決めていかなくちゃならないと考えておりますが、指定管理者制度にもなっておりますし、民間との競争ということも出てきます。営業収益も、成績も上げていかなくてはなりませんので、担当部長といたしましては、市長・助役を理事に、とは考えておりません。地元の方を中心に、民間の方たちに理事に入っていただきまして、財団法人サンビレッジ茜の活性化に、市と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○　坂平末委員

来年の３月３１日までの任期の中で、合併の議会運営等に関する調整委員会の中においてもですね、この議会からの議員は理事には選出しないという申し合わせがありますので、そのあたりも十分認識した中で、任期満了になった時には、改選の時には、そういうふうなことをちゃんと重視していただきたいと思います。

それともう一点はですね、このサンビレッジ茜についてもですね、今現在かなりの委託料ですか、委託料と収入との差がかなりありますので、他の項目でも私がかなり言ってるように、そのあたりも十分精査されて、来年度から見直しを十分かけていただきたいと思います。

後戻りしますけど、１３７ページの農業総務費の中で、農業集落排水、これの今現在加入している件数、それと最大稼動件数、これちょっと教えていただけんですか。

○　農林課長

今加入対象戸数が１６６戸、加入者が９６戸です。それから最大稼動数といいますか、量といいますか、２１１立方メートルです。

○　坂平末委員

これはもともと、この農業集落排水は旧筑穂町ですか。

○　農林課長

筑穂町であります。

○　坂平末委員

じゃあ逆に旧筑穂町であれば、あまりわからないと思いますけどね。これ何年度から実施されてあるんですか。

○　農林課長

一部供用開始が平成１３年の１月元旦からです。全体の供用開始が平成１４年の１月１日です。

○　坂平末委員

この集落排水の共用範囲ですか、範囲に件数は何件あるんですか。そのあたり分からんでしょ。区域内が。

○　農林課長

当初接続可能戸数ということで当初計画は１７９戸を予定しておりました。

○　坂平末委員

基本的に旧筑穂町で起こされた事業だから今後ここも実際にかなりの赤字だろうと思うんですよね。返還金から全部入れると。だからもともとこの農業集落排水は事業採算ベースに合わんというのが基本ですよ。それを実際にされてありますので、いまさらどうこう言っても一緒ですが、実際にまだ戸数的に加入されてある戸数が９６戸ということですから、これを精力的に加入をしていただけるように地元住民の方によく説明をしていただいて進めていただきたいと思います。

○　農林課長

質問者ご指摘のとおり、今後におきましては地域で啓発を重ねまして、１戸でも多くの加入者を図るように努力していただきたいと思います。

○　委員長

ほかにございませんか。

（な　し）

質疑がないようですので、農林水産業費および商工費についての質疑を終結いたします。場内整理のため、若干休憩をいたします。

休　憩　１３：４５

再　開　１３：４７

委員会を再開いたします。

次に「８款　土木費および９款　消防費」、１５４ページから１８１ページまでを議題といたします。まず最初に川上委員に発言を許します。

○　川上委員

１５８ページ、道路橋りょう維持費、自由通路の維持に関連して質問します。上から６行目あたりから２ヵ所ありますね。

自由通路とはＪＲ新飯塚駅構内を通り抜ける弧線道路のことですが、なぜ清掃業務およびエレベーターの保守点検委託料を飯塚市が出すのかお尋ねいたします。

○　土木管理課長

新飯塚駅の自由通路でございますが、これは協定によりまして自由通路については市道認定を行っており、そういうことについて市の方で維持管理を行っているものでございます。

○　川上委員

この自由通路は協定によりそういうことになってて、市道認定しておるということですね。

ＪＲ新飯塚駅の営業収入に関わるお客さんの利用が圧倒的ですね。その点に着目すればＪＲ九州に一定の負担を求めることはできませんか。

○　土木管理課長

ＪＲ利用者もこの自由通路を利用しておるので、なんらか市の方にも負担のお願いできないかということだろうと思いますけども、あくまでも一般道路として考えておりますので現時点では困難かと考えております。

○　川上委員

１６０ページ、道路橋りょう新設改良費、各所道路改良工事に関連して、鯰田にある愛宕踏切の拡幅問題についてお尋ねします。

まず、この踏み切りは乗用車の脱輪等が続くなど、非常に危険で、通学路もこの線路のガード下を通る状況であります。この踏切を通る道は市道です。過去拡幅陳情が地元から出されております。それに基づいて旧飯塚市はＪＲとの計画協議をすでに終了し、実施計画のための協議を待つ段階だろうと思うわけです。昨年は日本共産党も地元の皆さんと一緒になってＪＲ九州と、この危険を軽減するために改善せよとずいぶん交渉もしましてＪＲ九州はようやく昨年１１月下旬に若干の改善工事を行いました。これはＪＲ自身がこの踏切が危険だということを

認めたという意味において重要なものです。もちろん抜本的な改善にはなっておりません。この踏み切りは線路部分が盛り上がっていて、車の通行に支障が大きいのが現状です。そこで当面の策として、この部分何とか改善できませんか。

○　土木管理課長

ただいま委員さんが申されました当踏み切りにおいては、脱輪事故が何回か起きたようなことは聞いております。それで一部ＪＲの方についても改良的なことをなされておるわけでございますけれども、私、土木管理課としましては、踏切内は扱うことはできません。構造上も、ああいうカーブしたところにありまして、線路内はカウントがついているという状態で車が波打って走っているということでございます。それで団地側につきましては、道路幅員に対しまして若干狭いという感じ受けますので、踏切から市道側、愛宕団地側の方については、若干すり付けを検討、実施をしたいとそういうふうに考えております。

○　川上委員

ぜひ当面の改良になると思うんですが、急いでいただきたいと思います。そもそもこの踏み切りは今言ったように交通の支障もありますけれども、本質的には脱輪とか起こってるという意味合いで鉄道事故の危険が大きいという、ここが本質だろうと思うんですよ。それで鉄道事故を防ぐという意味からＪＲ九州に責任が大きいと思うんです。それで道路拡幅というと飯塚市の責任というのもありますけども、今言ったようなＪＲ九州独自の責任もありますので、そこも押さえながら協議を今年再開できないかと思うんです。答弁を求めます。

○　土木建設課長

議員ご指摘のとおり、私も地元、愛宕の踏切を確認させていただいたところでございますけれども、新飯塚市になりまして、踏み切りの箇所が２４から５３に増えております。この５３ヵ所になった踏み切りの数等は把握をいたしておりますけど、詳細はまだ把握いたしておりません。今後とも検討いたしまして、ＪＲ協議も含めて検討して行きたいと思います。

○　川上委員

引継ぎも急いでいただいて、がんばっていただきたいと思います。次の質問に移ります。

１６２ページ、河川維持費、徳前排水機場操作管理委託料等についてお尋ねします。

まず１点は３年前７・１９水害の時、十分な力を発揮できず、この徳前排水機場は、その後、国が明星寺川排水機場を新設し、先だってより稼動をしております。今後の排水機場の維持はどう考えているかお尋ねします。

○　土木管理課長

今お話の明星寺川排水機場でございますが、これは国の方が設置いたしまして、維持管理においては市の方で維持管理を行うということでございます。もちろん維持管理に対しましての費用は国からの受け入れでございます。

○　川上委員

今、国の明星寺川排水機場について答弁がありましたけど、市の徳前排水機場の維持はどうしておりますか。

○　土木管理課長

現徳前ポンプ場でございますが、これ１級河川に昇格したことによりまして、実質、県の方の施設となっております。でありますけれども、維持管理については市の方で行っておるということでございます。

○　川上委員

今、私も維持だとか管理だとか言いましたけど、単なるメンテナンスじゃないんですね。大雨が降って水が押し寄せてきたときに一定のレベルでポンプのスイッチを入れる。そしてどんどん出す。で、自動的に止まらないんですね。遠賀川の水が一定レベル超えると危険になりますから、それ以上はどんだけ徳前が浸かっても、ポンプを止めないといけないという操作要領

があるんですよ。確認しました。それで入れるボタン、それから停止するボタン、これをメーターを人間がじっと見ていて、そして押すわけですね。非常に重要な人名、財産に大きく関わるそういう仕事です。この仕事は明星寺川排水機場と徳前排水機場と２つあるわけです。合理的に動かないといけないわけですけども、この連携はどうなっていますか。

○　土木管理課長

現ポンプ場と新たに設けられました明星寺川排水機場の関係ということでございますが、ある程度水位に達したときに運転の始動する高さ決まっております。まずは明星寺川新ポンプ場の方で排水をすると。それで追っかけてなおさらそれで足りんということになりますと現ポンプを稼動させるという段取りになっております。

○　川上委員

このかなり連携がキチンと取れないといけない。こういう仕事、重要性については先ほど述べました。この仕事を別々の民間企業が委託を受けてボタンを押すようになってるわけです。国の明星寺川排水機場、これは飯塚市管理が来てるんだけれども、そのときに民間に出しなさいよといって来てるんですか、どうですか。お尋ねします。

○　土木管理課長

決してそういうことではありませんけれども、遠賀川水系ずっと見回しても、維持管理は民間の方に委託してると。またそれだけの市の職員も張り付けはさせられないというふうに考えております。

○　川上委員

小泉首相は民間でできるものは民間でというふうに言ってますけど、よく考えてみて、これが民間でできるものは民間にというふうに、私はこれにも反対なんだけど、ここの明星寺川排水機場の場合、こういう論理で飯塚市が国が民間に出せと言いもしないのに、飯塚市の独自判断で出していると。ここは考え直してもらいたいと思うんですよ。必要に応じて国にそれに必要な財政措置を要求しながら直営管理行うべきではないかと思いますけれども、見解を求めます。

○　土木管理課長

なかなか難しい問題だと思います。先ほども申しました、遠賀川水系には数多くのそういった施設があるわけでございます。飯塚市だけはそのような特殊な扱いをできるかという問題についてもいろいろ国交省においても問題があろうかと考えております。それで、ポンプ場に専属という形の意味も言ってあるかと思うんですけども、そうなりますとそれなりの技術とか、機械、電気に精通した職員、または経験者、職員がそういう経験をしとるということなり、通常の仕事を行いながら、またそういう降雨時には出動すると、そうなりますと人間が限られるわけですね。そういった面もいろいろ問題があろうかと思いますが、先ほど委員が申されましたことは一応検討といいますか、そういうことが現においてよその市に対して国交省がそういうことをやっておるのか、また実際そういうことが可能なのか、市においてもですよ、そういう予算的な、この時期でございます。そういう措置に対応できるかという数多くの問題が生じるかと思いますので、いまここでやりますという返事はできかねます。

○　川上委員

もう少し話しましょう。これは国が委託してるわけですから、国からお金が来てるわけでしょう。歳入に渡って申し訳ないですが。その算出は何で算出してるんですか、国は。公務員賃金で算定して出しているんではないですか。

○　土木管理課長

そういうところは単価の問題かと思いますけども、詳しくは把握してません。

○　川上委員

ですからそういうこともよく分からないで国は民間に出せといって市に任せてるわけじゃな

いのに、右から左、丸投げするようなことで、そういうことがいい事業もあるかもしれません、もしかしたら。しかしこういう大水害に関わる、防止できるか防止できないかそういう重大な仕事、しかも２つの排水機場を連携とって仕事しないといけないということでしょ。こういうときに公務労働者ががんばる必要があるんじゃないですか。今課長が言われたような人の問題で言うと、旧飯塚市は８年間で２５％正規職員カットしたでしょ。当然幹部が育たないでしょ。公務労働のそういう住民サービスを仕切る力が育たないでしょ。そしてあなた方どうしたんですか。大慌てで去年、臨時に緊急に職員採用したでしょ。もう２、３年で団塊の世代出て行くんでしょ。職員を減らすばっかりに力入れていると、だから地方自治体空洞化っていうじゃないですか。人から始まってますよ。ですから国が頼みもしないのに、自分たちから民間に丸投げしなくてもいいんじゃないですか。指摘してこの質問終わります。

○　委員長

次に岩本委員に発言を許します。

○　岩本委員

私は１６５ページの街路事業費、節としまして８節、３４４万７０００円、弁護士謝礼金とございます。この弁護士謝礼金というのはどういう内容なのか、恐らく裁判に伴う費用だろうと、要するにこれ２つありますね。弁護士に対しては、弁護士委託料、別の款でございます。ここは弁護士謝礼金とありますが、この内容について説明を求めます。

○　都市計画課長

平成１６年３月に竣工いたしました都市計画道路柏木町幸袋線の道路改良工事での土地家屋被収用者が補償金を不服といたしまして、平成１７年７月１２日に福岡地方裁判所飯塚支部に損害賠償請求訴訟を提訴いたしまして、平成１８年４月１４日に原告の請求を棄却する判決がありました。平成１８年５月９日に判決が確定いたしましたことによります本市顧問弁護士に対する弁護士費用でございます。謝礼金の内訳でありますが、着手金が１１４万７０６０円、実費が６２１０円、報酬が２２９万３２００円でありまして、合計３４４万６４７０円となっております。

○　岩本委員

今これ裁判に伴う解決金ということで、相手、これ裁判の結果はどういうふうになったんですか。要するに市が全面勝訴なのか、一部、いわゆる和解金で解決したのかその辺いかがでしょうか。

○　都市計画課長

判決の内容から申しますと、「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」ということで市側の全面勝訴でございます。

○　岩本委員

分かりました。これはもうすでに解決済みということで、この費用の歳出、これは今回の予算が確定した時点で弁護士さんにお支払いするということのご了解は取れておりますか。

○　都市計画課長

了解済みの上でお願いしております。

○　岩本委員

分かりました。結構です。

○　委員長

次に川上委員に発言を許します。

○　川上委員

１６６ページ、街路事業費、新飯塚駅前広場整備工事について伺います。

まず目的と進捗状況を伺います。

○　都市計画課長

当該事業は平成２２年度までの旧飯塚市第４次総合計画に基づき、公共交通拠点となります駅前広場およびその周辺の整備を行い、市民の利便性の向上を図るものでございます。

新飯塚駅前広場は来訪者に第一印象を与える本市の顔としての役割がございますが、整備の遅れから十分な機能を果たしていないのが現状であります。そこで駅前広場を整備することによりまして、交通混雑を解消するとともに、鉄道利用者の利便性の向上を図りまして、また飯塚市来訪者に対しますイメージアップを図るため、駅前面道路の県事業によります新飯塚花瀬線道路改良事業と併せまして総事業費９億５２００万円で平成１３年度から平成１８年度の６ヵ年計画によりまして今年度末の完成に向けまして事業を進めているところでございます。

○　川上委員

事業費が９億５０００万円とお聞きしました。財源内訳はどうなってますか。

○　都市計画課長

この事業費の２分の１が国庫補助でございます。

○　川上委員

県はありませんか。

○　都市計画課長

県の補助はございません。

○　川上委員

ところで飯塚市は１９９８年からの行財政改革を進める理由に、財政困難の中でも吉北にあります清掃工場１７１億円、目尾地域振興基本計画に基づく健康の森公園事業１３３億円、吉原町再開発事業とともにこのＪＲ新飯塚駅舎改築に対する巨額の財政出動を行ってきました。すでに終了していますけれども、九州ミツミ側の広場づくりも合わせてこのＪＲ新飯塚駅舎改築にはいくら投入しておりますか。またＪＲ九州の負担はいくらかお尋ねします。

○　土木建設課長

総額は１４億７０００万円でございます。

○　川上委員

そうしますと、今の１４億７０００万円と９億５０００万円、合わせますと２４億２０００万円。この事業にＪＲ九州、負担はいくらですか。

○　都市計画課長

今の答弁の中で一部訂正をさせていただきます。

新飯塚駅前広場が９億５０００万円でございまして、駅舎、自由通路、取り付け道路が１３億８０００万円、合計１４億７５００万円ということでございます。ＪＲの負担につきましては把握しておりません。すいません。

○　川上委員

９億５０００万円と１３億８０００万円でしょ。お尋ねいたします。

○　都市計画課長

何度もすいません。先ほどの総事業費に桁の誤りがございましたので修正をさせていただきます。

駅舎と自由通路と東側の取り付け道路で１３億８０００万円、西側の駅前広場整備で９億５０００万円、合計、約でございますが２２億３０００万円でございます。

○　委員長

どなたか分かった人が答弁願えんですか。

○　都市整備部長

先ほど答弁いたしましたけど、駅舎および自由通路、それから東口広場、合わせて１３億８０００万円。それに駅前広場、現状の分ですけど、９億５０００万円で合わせまして２３億３０００万円でございます。

○　川上委員
　それで、ＪＲ九州の負担額は分からないんですか。
○　都市整備部長
　残念ながら資料がありません。申し訳ありません。
○　川上委員
　ＪＲ九州、負担無いんじゃないですか。それでね、先ほど踏み切りのことも言いましたけど、今後は社会的に相当なポジション占めるところですから適切に負担を求めるようにしてはどうかと思います。これを指摘してこの質問を終わります。
　１７２ページ、住宅管理費、エレベーター保守点検委託料についてお尋ねします。
　本市の市営住宅にエレベーターは何基付いてますか。
○　住宅課長
　旧市町で申し上げますと、旧飯塚市には３基付いております。それから旧穂波の方で２基でございます。それから旧筑穂で２基、それから庄内で１基でございます。
○　川上委員
　頴田には無いということですね。それで委託は入札ですか。
○　住宅課長
　そうでございます。
○　川上委員
　過去、シンドラー社のエレベーターで問題になった保守点検業者がいますけれども、この本市の委託業者の中にそういう業者は入ってませんか。
○　住宅課長
　今ご指摘のシンドラー社のエレベーターにつきましては、今回筑穂の長楽寺団地に１基付いております。これはつい最近入居開始をしておりまして、まだ管理開始の状態ではあっておりません。ただシンドラーエレベーター社の機種でございまして、これの保守管理につきましても今から入札にかけて確定するところでございます。
○　川上委員
　全国的にはこのシンドラー社製のエレベーター、失礼しました、国際的に問題になってるんですが、この保守点検業者も問題なんですね。もう安いところ、安いところ、安いところということでまともに保守点検やってない。場合によっては機械室でマンガ読んでいたという報道もありましたけど。そういうような値下げ競争の中でそういう事体も生まれているやに聞いておるわけです。この長楽寺のエレベーター、管理開始していないけれども今動かしてるんですね。それは入居者の便を図ってのことと思いますが、入札、維持管理の業者委託、保守点検委託の業者はまだ入札していないということは現在は保守点検は誰が責任を負ってますか。
○　住宅課長
　現在、シンドラー社で保守点検の責任を持たせておるところでございます。これにつきましては、６月の上旬でございまして、私の方もこのシンドラー社がついておるというふうなことでございましたものですから、入居のための引越し作業ということで、どうしてもエレベーターを使わないといけないというふうなことから、あえて業者を呼びまして、法定点検のやり方等について、我々立会いの上で確認をさせて、今一応安全確認をとっておるところでございます。
○　川上委員
　我が党の林由美子議員が現地調査をしました。なかなか入居者と会いにくかったんですが、来訪者と会うことができたんですね。そうすると事情がちょっと分かりにくいんですが、中に閉じ込められたというふうにその方は言ったそうなんですよ。直接私どもが事実関係を確認するに至っておりませんけれども、何か事情が分かりますか。

○　住宅課長
　その件につきましては把握いたしておりません。ただ入居者も大多数がもう入居しておりまして、今のところそういうふうな苦情もご指摘の点もあっておりません。先ほど申し上げましたように、定期点検はやらせておりますし、なおかつ法定点検のやり方ということもあえて私どもが立会いの上で確認させておるところでございまして、今のところ異常が無いというふうな確認でございます。
○　川上委員
　シンドラー社の問題は設備そのものが悪いという可能性が高いということだけやなくって、会社の体質の問題もあるんですね。ですから、やっぱりああそうですかというだけやなくって、今言われたみたいに立会いの下とかいうことで人命に関わる問題ですから厳密にチェックもしていっていただきたいというふうに要望しておきます。
　続いて１７５ページ、１７７ページ、住宅建設費、市営住宅の建替事業について伺います。
　まず庄内の大坪団地の建替えについてであります。事業費および建替え方式がどういう建替え方式かお尋ねします。
○　住宅課長
　事業費といたしまして、約５億５０００万円の３階建てのエレベーター付きの建物でございます。
○　川上委員
　建替えは現地建替えですか。お尋ねします。
○　住宅課長
　これは非現地建て替えとなっております。
○　川上委員
　現地の道路の向かい側に建て替えるんですね。それで、その土地は誰の土地か、いくらで買収したのか、していないのか、お尋ねします。
○　住宅課長
　現在、大坪団地の向かい側に建て替えをする予定でございます。現在、造成工事は終わりまして、そこの底地につきましては三菱マテリアルの土地でございます。中に一部個人地が２筆ありまして、ほとんどが三菱の土地でございます。
○　川上委員
　いくらかかりましたか。
○　住宅課長
　売買契約といたしまして、金額といたしまして、２７９６万５０００円でございます。
○　川上委員
　２７９０万円かけて用地を買収する移転建て替えを選んだ理由は分かりますか。
○　住宅課長
　その周辺は非常に土地が低く、雨が降りますと排水不良で、雨水時期には水没するというような被害が以前からその周辺起こっております。そういうふうなことから、その土地につきまして周囲の民家もあるわけですけれども、雨水対策の解消も同時に図りたいということでここの土地を確定されたところでございます。それで、そこに整備を図りまして、同時に周辺の道路とか排水等の整備を図っているところでございます。
○　川上委員
　そういうのを低環境と呼ぶなら、三菱マテリアルが自分で改善を図るべきじゃないんですか、そういう場合は。いかかですか。
○　住宅課長
　そもそも三菱の土地も本来住宅団地の建て替えの位置に当たるわけですけれども、その周辺

が非常に住宅の低地ということでそういうふうな雨が降ったときに常々地域として改善しなきゃいけないという懸案事項でございましたもんですから、その土地を確保しながら住宅の整備と合わせて周辺環境を良くするというふうなことからして、そこの土地を選ばれたというふうに理解しております。

○　川上委員

三菱マテリアルから買い上げの陳情か要望かありましたか。

○　住宅課長

その辺の確認まで私しておりませんので大変申し訳ございません。

○　川上委員

そうすると、現在ある住宅の跡地、これについてはそちらの担当になりますか。であれば答弁願います。

○　住宅課長

もちろん大坪団地、この新しい住宅団地が建ちますと既存の住宅を壊しながら空き地になるわけですけれども、この空き地になった場合に、どういうふうな活用をしていくかというのが問題と思います。基本的には当然庄内町も古い住宅がありまして、建て替えも次から次へやっていかなきゃいけないというふうなこともあろうかと思います。そういったふうなことでの代替住宅団地というようなことも考えられますし、分譲で払い下げするとかいうふうなことも考えられます。それにつきましては、今後新しい新市になりましたもんですから、１８年度で新しい１市４町、旧１市４町の団地の計画を改めて作るようにいたしております。その中で活用方法を確定していきたいというふうに考えております。

○　川上委員

この大坪団地、５億５０００万円の事業費ということなんですが、ソーラー発電システムを整備するんですね。どこの製品を使うのか、もう決まっているんですか。決まっていればどのように決めたか、お尋ねします。

○　建築課長

今現在、決まっておりません。

○　川上委員

環境にやさしいという点では、こういうのも１つの選択肢だろうと思うわけですけども、その費用はどの程度になりますか。

○　建築課長

まだ入札があっておりませんので、金額の方は控えさせてください。

○　川上委員

契約議案が出てますね。これは別に入札するんですか。

○　建築課長

すいません、入札は終わっておりました。それで金額は２１００万円程度でございます。

○　川上委員

入札は終わっていると。建物本体と一体でしょ。違うんですか。

○　建築課長

一緒でございます。

○　川上委員

もうちょっとがんばりましょうね。それで、発電した電気、発電するでしょ、電気。これはどのように使うのですか。

○　住宅課長

基本的には今回といいますか、以前に若草団地の住宅につきましても太陽光発電を付けております。それの実績を見ましたら、大体売電をしておりますのが、年間約１７万円前後でござ

います。さらに施設内のエレベーターあるいは浄化槽の動力、そういったものも使いますと合わせて約３０万円程度の、金額に直しますと約３０万円ぐらいの費用対価として得られるところでございます。

○　川上委員

２１００万円を３０で割ったら暗算でできましたね。７０年ですね。分かりました。それで耐用年限との関係で費用対効果の検討の事跡が残ってますか。

○　住宅課長

過去の分の費用対効果の分につきましては、事跡はちょっと私もよくまだ把握しておりませんけれども、とりあえず今回、太陽光発電を導入するに当たりまして、どういうふうないきさつといいますか、発電効果が得られるかということで、前の団地の部分の実績を積み上げていきますと、先ほど申し上げましたような数字が生まれてきております。

○　川上委員

先ほど聞き漏らしました。太陽光発電は発注は決まってるんでしょ。会社はどこですか。

○　建築課長

建築の施工会社でございますが、中村建設と協同建設でございます。ソーラーの会社はまだ決まっておりません。

○　川上委員

ソーラーの会社は決まってないけども２１００万円というのは決まって、入札したわけですね。確認してしまいますよ。

○　建築課長

その金額は、内訳は概略の金額でございます。それともう１点、施工会社はちょっと間違っておりましたが、三協技研でございます。協同建設じゃなくて三協技研でございます。

○　川上委員

次に、弁分団地についてです。２期分の建物が建ってますけど、その横に３期が建つんですね。この２期分の建物の前の市道からの入り口が直行してないんですよ。斜めの進入になってるんです。それで地元の方の中には非常に危険だという方もおられる。入居者も出入りがしにくいと。これは現場確認してるでしょ。ちょっと、どういうふうに考えてこういう設計になったかお尋ねします。

○　住宅課長

今ご指摘の弁分団地でございますけれども、計画とはちょっと状況が違っております。出入り口につきましては既存の住宅、前の大きな道路の水路がありまして、非常に段差が、歩道と車道との段差があって、団地内の入り口に出入りに支障を来たしておるような状況でございます。したがいまして、今の計画よりも若干ずらしまして、道路から住宅団地に入れるレベルにあったところから今進入をさせておるような状況でございます。

○　川上委員

ここは団地から左折はスーッとできますね。弁分四ッ角のほうに。ところが右折はできないですね。下から登ってくる道ですから。実はここは通学路なんです。それでいろいろ水路の問題とか見ましたから、見当つきますけど、どうにかして直角で道つけないと、交通事故の元じゃないかと思うんですよ。検討いただくように要望しておきます。

続いて１７６ページ、住宅建設費、忠隈地区改良住宅建設工事監理委託料についてお尋ねします。

これはボタ山のすぐ下なんですが、すでに２棟建設済みですね。今後の計画はどうなっていますか。

○　住宅課長

今後の計画といたしましては、３期、４期、この２期、３期が２階建ての６戸、それから

４期で同じく２階建ての６戸ということで建てるようにいたしております。

○　川上委員

これは全体事業費はどの程度見通しをされていますか。

○　住宅課長

３棟目、それから４棟目ですけど、この事業費としましては、一応予定としまして、約２億４７００万円ほどの計画をいたしております。

○　川上委員

この事業に関して、土地所有者であります住友石炭鉱業と契約があるかと思います。どういう契約があるのか、金額は全体でどうなっているかお尋ねします。

○　住宅課長

今回改良住宅を実施しております地域におきましての住友石炭鉱業の土地ですけれども、これにつきましては売買金額は１億４７５３万１４８４円となっております。面積がちょっと何筆か分かれておりまして、４筆分かれておりまして、１つが５３４．９２平方メートル、それからもう１つが５２５２．０５平方メートル、それから２．３８４平方メートル、それから０．０９０平方メートルというふうなことでちょっと４筆分かれておりまして大変申し訳ございません。その４筆でございます。

○　川上委員

住友石炭鉱業からこれ以上土地を買う予定はないですか。お尋ねいたします。

○　住宅課長

基本的には今回の改良事業の区域とするところに住石の土地が今申し上げましたような土地でございます。それ以上の土地というふうなところには至らないと私は思っております。

○　川上委員

課長、住宅課長としてはそういう見解だということで受け止めておきます。この質問を終わります。

１８０ページ、災害対策費、地域防災計画についてお尋ねします。１８０ページの一番下の段ですね。

地域防災計画基礎調査委託料がありますけれども、計画策定の段取り、少し細かく説明してください。

○　総務課長

地域防災計画の策定のスケジュールでございますが、本年度、１８年度の当初予算に計上いたしております地域防災計画策定に伴う基本調査といたしまして、防災アセスメントを実施する予定であります。内容といたしましては、１市４町合併によりまして、ずいぶんと地理的条件等拡大いたしております。そうした意味から自然環境条件の整理、２番目に社会環境の整理、３番目に災害環境の整理、そして４番目には被害想定の実施を改めて行いたい。そして最終的にアセスメント報告書を１８年度に提出いただく予定であります。次年度、平成１９年度の予定といたしましては、防災計画を具体的に作成するわけでありますが、まず防災ビジョンの検討をいたしまして、２番目に地域防災計画、素案の策定をいたします。３番目に素案を関係各課、庁内で調整をいたしまして、４番目に具体的な資料等を作成してまいります。５番目には県、福岡県の方にこうした地域防災計画を協議する必要がございますので、県に対してヒアリング等を受けてまいるという手順を踏みまして、最終的に地域防災計画ができあがるという予定にいたしております。

○　川上委員

できあがりはいつですか。

○　総務課長

平成１９年度３月末を予定いたしております。

○　川上委員
　１９年３月ですか、来年３月。
○　総務課長
　失礼いたしました。２０年３月末であります。
○　川上委員
　今からほぼ２年後ということですね。それで、昨日質疑しましたけれども、あなた方が今から９ヵ月のうちに消耗品費２万円で作ろうとしている国民保護計画ですよ。これとは地域防災計画、どういうふうにリンクしますか。
○　総務課長
　委員ご指摘の、国民保護計画につきましてもいわゆる有事、災害時、それぞれ計画の想定する場面は異なるわけでありますが、いわゆる市民を避難誘導させるということについては、同様の計画を立てなければならないというふうに考えておりますので、そうしました住民の避難誘導、それから避難勧告、諸々同様の措置を講ずるケースが多々出てくるというふうに理解いたしております。
○　川上委員
　そういうふうには絶対なりませんね。現実的にものを考えてください。戦争準備の国民保護計画と災害対策の地域防災計画が時間をずらして、国民保護計画ではあなた方消耗品費２万円でしょ。これで作ろうっていうんですよ。そういうのと地域防災計画が両立するはずないでしょ。どっちが足引っ張るんですか。私はこの国民保護計画が地域防災計画づくりの足かせ手かせになる危険性があるということをここで指摘しておきたいと思います。質問を終わります。
○　委員長
　通告外の質疑を許します。ありませんか。
○　葛西委員
　１６８ページの１１節、消耗品費、４９２万５０００円ですね。それと資料の１９ページを開けてみていただきたいんですが、資料の１９ページでは消耗品費、花苗代として３３４万２０００円ですね。これ同じものだと思うんですが、１５０万円の差があるんですが、この差の違いを説明いただきたいと思うんですが。
○　委員長
　資料の方での話、もう一度場所等についてお願いできませんでしょうか。１９ページの。
○　葛西委員
　１９ページです。１９ページの花いっぱい推進事業費というのがあるんですが、そこに消耗品というのがありますね。分かりますかね、その分です。と１６８ページの１１節の消耗品費ですね。これ同じものだと思うんですが。
○　都市計画課長
　８款４項の５目の公園費の中の需用費の中の消耗品費、４９２万５０００円。これは公園管理費の中の全ての消耗品費でございまして、その中に花いっぱい推進事業費、これは花の苗代でございます。その中に３３４万２０００円の消耗品費が入ってるということでございます。
○　葛西委員
　ちょっとよく分からないんですが、この１５０万円の差というのは、この差が何ですか。
○　都市計画課長
　全体公園の草刈とかいろんなことで使います消耗品の差額でございます。
○　葛西委員
　そしたらこの消耗品の内訳をちょっと説明していただきたいんですが、苗代。
○　都市計画課長
　苗の種類を申し上げます。サルビア、マリーゴールド、ベゴニア、トレニア、これらの苗で

ございます。

○　葛西委員

穂波で今までやっておりました水仙の苗は入ってないですね。

○　都市計画課長

入っておりません。

○　葛西委員

続けて次よろしいですかね。

○　委員長

どうぞ。

○　葛西委員

１７７ページ。資料の方ちょっと見ていただきたいんですが、資料が１９ページですね。１９ページの消防団員報酬というのがありますが、資料の方ですね。ここで消防団員の報酬で飯塚が３６８人、穂波が２５５人、筑穂町が３６１人、庄内町が１５９人、頴田町が１１１人と、こうあります。これ合計しますと１２５４人ですね。その下に移っていただいて、消防団運営交付金というのがあるんですが、これが１２８３名になってるんですね。その下、出動交付金で上がっとるのがこれが１２８６人と。こういうふうになっておるんですが、それぞれ消防団員の数が違うんですよね。これのちょっと説明をお願いしたいんですが。どれが一番正しい数字ですか。これ説明お願いします。

○　総務課長

新飯塚市の新たな消防団につきましては、発足したばかりでありますけれども、その定数が１２８６名であります。委員ご指摘の出動交付金につきましては、この１２８６という消防団の定数を元に試算をいたしております。なお消防団員報酬、それから団運営交付金は予算要求時の１市４町、それぞれ消防団員の実人員を合計して予算要求をされたという過去の経緯がございますんで、その辺の取り扱った数字に差が出てまいってきております。

○　葛西委員

分かりました。同じく１７９ページの１９節、消防団員被服購入費補助金とあります。９１万円ですね。これは何人分の被服の購入費になっておりますか。ちょっと説明をお願いいたします。

○　総務課長

申し訳ございません。時間をとらせました。

ただいまご質問の消防団員の被服費補助金につきましては、消防団活動に使います被服、訓練服等の購入補助金でありまして、この額につきましては１市４町それぞれ異なっておりますが、甲号服と申しまして、これの補助金が５０％の補助率になっておりますが、この分が６万４０００円程度。そうしまして紺色訓練服、新たに買い換えようと予定をいたしておるものでございますが、この被服費の補助が約１０万円。その他甲号制服、これは７名分を予定いたしておりますけれども、これも５０％の補助で１１万１０００円。それから紺色作業服、これは１２名分を予定いたしておりますが、これは６０％の補助ということになっております。こうした経費をそれぞれ１市４町分合計した金額になっております。

○　葛西委員

この消防服、消防被服、これは今１２８６名って言われましたけども、１２８６名分、これ市の方で負担するようになっておるわけですね。

○　総務課長

この消防の被服の統一につきましては、合併協議の折にいわゆる消防団の法被につきまして、発足時に統一しようということになりました。それでこの消防団の法被の統一にかかる費用につきましては市が全額負担をいたしまして、旧飯塚市はそのままの法被を使用する。それ以外

の４町分の法被の購入費につきましては市が全額負担をして購入するということで１８年度予定いたしております。

○　葛西委員

すると補正で上げられるわけですね。

○　総務課長

その費用につきましては、２款の合併対策費の中の消耗品費として、当初予算で計上いたしております。

○　佐藤委員

１８０ページ、４目、災害対策費、１３節に委託料として河川監視カメラ保守点検委託料とありますが、保守点検するのは全く構わないんですが、先日の７月４日８時ごろからの雨で８時半には明星寺川の水が増水して、枝国３区の地点の端の下までかかっておりました。たまたま雨がそれから小降りになったんで、少し１０センチ程度水かさが下がって大事には至らなかったんですが、今度のポンプは外水に関係なく内水がある程度の量まで行けばポンプがかかると聞いております。にもかかわらず現場に職員は誰一人も来なく、あっても何の監視カメラの役にも立ってないと。７・１９災害の教訓も全く生かされてない。そういうカメラ保守点検しても僕はいかがなものかなと思っておりますが、どうお考えですか。

○　総務課長

ただいま委員ご指摘の事故でございますけれども、つい先日、７月４日の大雨に関わる初動体制の措置について、非常に不十分だというご指摘でございます。この７月４日火曜日につきましては、１９時３３分に筑豊地方をはじめ県下に大雨洪水注意報が発令をされました。この時点で水防計画初動マニュアルに基づきまして、本庁２名、そして穂波支所２名の警戒準備室体制をとり、監視カメラ等による情報収集に当たった次第であります。その後２１時１０分に委員ご指摘のように明星寺川の推移が急に上昇いたしました。この時点で大雨洪水警報の発令はなされておりませんでしたけども、関係支流河川の水位が通常より急激に上昇してるということから判断いたしまして、急遽ではありますが警報発令前ではありますけども、災害警戒本部を設置し、緊急情報システムにより職員に参集連絡を取ったのが２１時１５分であります。それ以降、委員ご指摘の穂波の枝国地域につきましては、穂波支所の災害警戒本部がそれぞれ河川パトロール等を実施するということになっておりますけども、確かにこうした初動体制の確立、整備につきましては、新市発足以降いろんな会議等で調整を図りながら初動防災訓練を実施し、この７月４日を入れまして３回の警戒態勢をとったことから、職員の参集につきましてはスムーズに行われているというふうに判断をいたしておりますけれども、ご指摘のようないわゆる本庁警戒本部と支所の警戒本部の横の綿密な連携、それから災害箇所にどういった職員が派遣されてその状況がどうなってるかという本部での情報収集の状況等、まだまだスムーズに行ってると決して言えない状況であることは今回の経験で認識をいたしております。梅雨もまだまだ続く様子でありますんで、早急にこうした横の連携を密に図れるような体制整備の見直しを今後早急に検討し改善していきたいというふうに考えております。

○　佐藤委員

今課長が述べられました、ポンプがかかったっちゃないとというのも私が言ったんですね。現場の状況が誰も職員の方が分かってない。地域の住民の人はものすごく神経質になってある。あの時点で皆さん車移動されたんですね。移動されるのにどこに移動しようかと。福祉センターがいいですよ。当日は休館日だったんですね。その関係あたふたあたふたして大変だったんですよ。今年がんばらないといけないんじゃないんでしょうかね。都市下水路がまだできてない。だから今年の梅雨、今年の台風時期にはキチンと人命、財産を守るということで初動体制してもらわんと困ると思います。その結果をまた後日でも報告してください。それとブザーも全くというほど聞こえておりません。あのブザーもあれだけの雨が降ってこれだけサッシ、

アルミ等が発達したり家の中まで全然ブザーが聞こえないという状況でそこの改善策も要望しておきます。

○　後藤委員

１０６ページの道路橋りょう新設改良費に関して、先ほど川上委員が質問してありましたが、ＪＲの踏切についてですが、新飯塚市全体では、５３ヵ所踏切があるというお答えがありました。その上で十分に歩行者等の安全性が確保できているかという疑問点から行きますと改良等の必要があるところは市は何ヵ所あると考えておられるのかお答えください。

○　土木建設課長

お答えします。先ほど５３ヵ所の踏切があると申しましたけれども、詳細はまだ調査をいたしておりません。先ほど２４ヵ所が倍以上の数になった箇所だけ一応確認はしておりますけれども、どこがどの程度危険か、また交通量がどのくらいあるか、人がどのくらい通行しているかという調査は今からでございますので、今から検討させていただきたいと思います。

○　後藤委員

では線路の拡幅の実施計画までされた箇所は何ヵ所ありますか。お答えください。

○　土木建設課長

愛宕の踏切のみ協議をＪＲとやっております。

○　後藤委員

菰田にないですか。実施計画は終わってるんですけど。それを確認で今聞きたいんですけど。

○　土木建設課長

図面を作成した経緯はありますけれども、実質的にＪＲと協議をしたことはございません。

○　後藤委員

ＪＲと協議してないって線路のその拡幅の部分、道路の拡幅の部分、設計はＪＲの技術的に持ってる業者しかしてないんじゃないでしょうか。そこら辺はどうなんでしょうか。協議しないと実際に実施計画書なんかできないんじゃないでしょうか。

○　建設部長

ご質問の菰田の踏切は、旧穂波町境の方から健康ランドの方に入る踏切と思うんですが、その踏切でございましたら年度は今確かに覚えておりませんけれども、設計、道路と含めまして道路改良の設計をやりまして、またその事業が大変膨大な金額となることから、とりあえず現況の補修とか、そういった面についてはＪＲと協議しております。

○　後藤委員

実際に忘れてもらったらまずいと思ってここで言わせていただいたんですよ、この部分も。協議は終わってるわけなんですよ。実施計画は終わってるわけなんですよ。大体莫大な費用がかかるというのは分かってあるんですよ。ただ、今実際に財政が逼迫してるからこれ以上は言いませんけど、もう１点だけあるんですが、この愛宕の今踏切を川上委員が言われてましたけど、もう１つ手前側に、新飯塚駅寄りに飯塚高校への抜ける踏切があると思うんですが、ここもかなり道路が踏切が狭くて車が通行したら学生が線路歩いてるという状況じゃないかと思いますが、その点は把握されてますか。

○　土木建設課長

その分については現地を一度通って確認はいたしております。狭い踏切、何ヵ所もありますのでこれからも調査をしていきたいと思っております。

○　後藤委員

事業を起こそうと思えば予算がかかってきますけど、やはりどこを第一にしないとだめか、安全、車輌事故がないように、そういう部分があると思いますのでそういう部分を重点をおいてやっていただきたいということを要望してこの質問を終わります。

○　西川委員

私、住宅管理費の中の２２節です。ページ数でいくと１７４ページの補償・補填・賠償のところなんですが、９９２万円も予算を計上してありますが、市営住宅の明渡し訴訟、これは全体的に何件くらいでどういう見通しになってますか。お尋ねいたします。

○　住宅課長

今回初めて合併した中で滞納もかなりあるというふうなことから、一応裁判の予定といたしましては、約２５件ほどの予定をいたしております。

○　西川委員

この訴訟の予納金ということですが、金額的に見て２５件ぐらいの訴訟事項で９００万円かかるのかなと。それとこれについては滞納者の問題等も絡んででしょうから、今後どのくらいの見通しになってくるのか分かりましたらお尋ねをしたい。

○　住宅課長

訴訟の手続きといたしまして、訴訟に入りまして実際に執行するような形になりますと、まず執行官の予納金というのがあります。これは約１回につき６万円ということでの２５件の先ほど申し上げました件数でございます。さらに実際に滞納不履行が現状として続いた場合、最悪の場合には強制執行というふうなことで家財等の取り払いをすると、処分していくというふうなことでその分の執行官の執行予納金、これも３５万円の１５件ほどを予定しておりまして、それが合わせたものが９４０万円ということで予算計上させていただいております。

もう１点、私、質問が理解しませんでしたので、すいません、申し訳ございません。

○　西川委員

大体の説明で了解しました。

○　委員長

ほか、ございませんか。

（　な　し　）

質疑がないようでございますので、「８款　土木費、９款　消防費」についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休　憩　１５：１３

再　開　１５：２７

委員会を再開いたします。

次に「１０款　教育費」、１８１ページから２２５ページまでを議題といたします。まず最初に川上委員に質疑を許します。

○　川上委員

１８６ページ、人権同和教育費、上から４行目に部落解放研究集会講師謝礼金がありますけれども、この他、この項についてお尋ねします。

まず部落解放研究集会は旧飯塚市でも同じ名称の集会がありました。今後それはどうなるのかお尋ねいたします。

○　人権同和教育課長

部落解放研究集会につきましては飯塚市の事業として継続をしてまいります。

○　川上委員

目的をお尋ねいたします。

○　人権同和教育課長

旧飯塚市で開催されております部落解放研究集会につきましては、事業といたしまして、イベント、講演会を中心に開催をいたしております。これは広く市民の方に啓発をしているところでございます。

○　川上委員

それでは目的は分からないんですね。端的に聞きますけども、この部落解放研究集会というのは、部落差別というのが今なお残っているという認識でしょうけれども、これは歴史の流れ、人間の取り組みの中で部落差別をなくすことができるとこういう確信からこの集会をするのか、それとも部落差別というのは未来永劫に存在し続けると。差別するものとされるものが存在し続けると。だから差別してる側の人間はそのことを自覚して行動せよということを言う集会なのか、どちらですか。

○　人権同和教育課長

差別をなくすということを目的に開催をしているものでございます。

○　川上委員

じゃあ名前はどうして部落解放という名前になるんですか。

○　人権同和教育課長

この部落解放研究集会ということでやっておりますけれども、これのタイトルといたしましては、「飯塚市部落解放研究集会　人権フェスティバル」と名を打って開催をしているものでございます。決して部落解放の部分だけを採り上げておるものではございません。

○　川上委員

じゃあ今ここで部落解放研究集会、名前を変えるというふうに答弁してください。

○　人権同和教育課長

今ここで名称を変えるということは難しくございますので、人権フェスティバルという名称でご理解いただきたいと思います。

○　川上委員

名は体を表すでね、本質はそこにあるわけでしょ。こういうのを合併に当たってそれぞれの事業を持ち寄って引き続きありますというようなことではいけないと思うんですね。それで、そういう底流がある流れの中でこれだけの驚くような謝礼金だとかが並んでるわけですが。このうち特に今日は人権学級講師謝礼金４２２万５０００円についてもう少し伺います。この人権学級の目的と実施状況、お尋ねします。

○　人権同和教育課長

人権学級は福岡県人権教育市町村事業費の補助金を受けまして、人権教育の推進を図るために広く地域住民を対象に同和問題をはじめとした人権に関する多様な学習機会を提供することを目的として実施してきた事業でございます。

○　川上委員

広く地域住民というのは誰のことを指すんですか。

○　人権同和教育課長

同和地区の住民の方、それからその地域の住民の方を指しております。

○　川上委員

憲法はそういうふうに、ここに生まれたからここを特別扱いしていいとか、そんなこと言ってないでしょ。人権問題学習講座とかいうのを見ますと、学習内容、開放の歴史を学び差別に負けない自己の確立と仲間づくりとあるわけですよ。こういうのを勉強している学級ということですね。実施状況をお尋ねします。

○　人権同和教育課長

平成１７年度におきましては、１市４町２２学級を開催し、６９４名の出席をいただいております。

○　川上委員

次にその下にあります開放子ども会、講師謝礼金について伺います。１２８６万円が計上されています。この数字は何を根拠に出しておられるのかお尋ねします。

○　人権同和教育課長

開放子ども会の講師謝礼金につきましては、開放子ども会に小学生、それから中学生ということでその開放子ども会を運営していきます講師の謝金といたしまして５０００円を計上しておるところでございます。

○　川上委員

１２８６万円の根拠を聞いておるわけですね。それで、１回当たり５０００円という謝礼金単価だけ言われたわけですよ。そうすると５０００で割ればいいんですか。

○　人権同和推進課長

開放子ども会の講師謝礼金につきましては、旧飯塚市、旧穂波、筑穂、庄内、合わせまして飯塚市分が延べ５３回、１０学級を開催し、２６５万円。それから穂波、５学級を開催し４４０万５０００円。その他開催いたします合宿研修、それから書道教室、珠算教室等含めまして、穂波分につきましては４４０万５０００円を計上いたしております。それから筑穂分につきましては、小学校４ヵ所で開催し、中学校が３ヵ所、合計３６６万円を計上いたしております。その他、庄内町で１ヵ所、小学校、中学校１ヵ所で２１４万５０００円を計上いたしております。これは１年間を通じましていろんな書道教室とか、珠算その他子ども会の活動に対します講師の費用として計上させていただいております。

○　川上委員

それは分かりましたけども、講師謝礼金が５０００円で１２８６万円計上しておるということであれば、これは全て講師謝礼金でしょうから、講師の活動回数は２５７２回ということになるでしょ。大変な回数なわけです。誰が講師になってるんですか。

○　人権同和教育課長

開放子ども会の講師につきましては、担当職員や指導員、また子ども会にご理解をいただいております地域の方々でございます。

○　川上委員

そのほとんど全て学校の教職員じゃないんですか。違いますか。

○　人権同和教育課長

学校の先生も、先生といいますか、講師の中にはおられますが全ての方ではございません。

○　川上委員

所によるんでしょうけど、学校の先生がこの２５７２回にどれくらい見込まれますか。あなた方教育委員会だから分かるでしょ。

○　人権同和教育課長

ちょっと講師の分について教員の先生が何人であるかということはちょっと集計はいたしておりません。

○　川上委員

あなた方は教育委員会でしょ。自分たちが出張命令出すんですか。これは出張命令もいらないんですかね。

○　人権同和教育課長

開放子ども会の開催につきましては、時間が学校の就業外の時間でございますので、出張とかそういうことはございません。

○　川上委員

学校の先生は自発的行為で行ってるということですか。そうじゃないでしょ。拒否できない状態があるでしょ。それでね、今、学校現場はどうなってるかあなた方が一番知ってるでしょ。先生たちは１時間でも３０分でも時間が欲しいような状態です。朝は通学路の心配から子どもがちゃんと朝来るかどうかから、もうだから潤野小学校なんかインターホンなんかキチンとしてもらわないと困ると言ってるわけでしょ。子どもの登校からね、安全登校から、ご飯を食べてくるかどうかから、学校の中で事故がないかから、ちゃんと帰るかどうかとかそういう心配

をしてるわけですよ。授業準備だとかも大変ですよね。そういうときに事実上拒否できないようなこういう開放子ども会の講師に行かせてるわけです。これいつまで続けるつもりですか。

○　人権同和教育課長

開放子ども会は同和地区子ども会と少年団体育成費県補助金を受けて同和地区における少年の健全な育成を目的として行っておる事業でございます。その内容には異年齢の子ども同士の活動を促進し、様々な生活体験、社会体験、自然体験を通して自主性、主体性を育て、行動への意欲を高めるような活動をはじめ、学力向上を目指す取り組みを進めておるものでございます。それにつきまして、人権教育および人権啓発の推進に関する法律に則りまして、教育の中立性を確保しながら児童生徒の認識を高める教育を進めてまいりたいというふうに考えております。

○　川上委員

このように特定の思想を実際は育成するようなことをやってるわけでしょ、開放子ども会というのは。それに先生も動員してるわけでしょ。こういうのは県の補助金があるからといっていつまでも続けていいようなことじゃないですよ。これはもう直ちにやめた方がいい。やめてどうするのかと。子ども会があるでしょ。そこに補助金入れればいいじゃないですか。開放子ども会じゃない子ども会に。そして特定の子どもだけを分け隔てしてやるようなやり方じゃなくって、どの子も楽しくて力がつくような、学力のつくようなことしたらいいでしょ。それ指摘して次に行きます。

次に１８９ページ、小学校費、学校管理費、嘱託職員、臨時職員賃金について関連して伺います。

まず嘱託職員と臨時職員の人数、仕事の内容、概ねで構いませんのでお答えください。

○　教育部総務課長

小学校費の嘱託職員賃金、臨時職員賃金につきましては、教育部総務課と学校教育課の分が合わせて計上されておりますので、教育部総務課からご説明申し上げます。教育部総務課の嘱託職員の職種と人数につきましては、まず学校図書司書補助金が７名分、学校用務員９名分でございます。次に臨時職員の職種と人員につきましては、学校図書司書補助員１４名分、学校用務員６名分および学校プール監視員１２名、この臨時職員の計は３２名でございます。

○　川上委員

少人数学級、行われてるところがありますね。どういったところがありますか。

○　学校教育課長

飯塚市内は少人数学級につきましては３７人から３９人の学級が小学校で飯塚小学校、上穂波小学校、平恒小学校の３校がございます。中学校では飯塚第一中でございまして、もしこれが少人数学級としてなるならば、飯塚小学校も上穂波小学校も１９．５人、１クラスが、そういう形になるかと思います。それから飯塚第一中学校におきましても、これ４クラスありまして、これが少人数学級を登用いたしますと２９．６人となる計算になっております。ただ各学校におきましては、少人数学級というよりも少人数指導ということで、授業を行う際に２人の教員が２クラスを２分割にして行う授業とか、それから習熟の程度に応じた指導を行うために３人の教員が２クラスを３つのコースに分けて行う少人数授業というのが、工夫して行われているところでございます。その結果、授業が楽しくなったとか、よく理解できるようになったといった子どもの声が授業後のアンケートや評価等から数多くとられるようになってまいりました。今後は少人数学級、今委員がご指摘のとおり、少人数学級も視野に入れ、少人数指導と合わせて工夫検討していきたいと思います。

少人数学級指導が行われている学校というのは、飯塚東小学校、潤野小学校、頴田小学校の３校でございます。

○　川上委員

市長の施政方針で今後少人数授業ではなくて少人数学級を推していきたいというふうに述べられております。現在その中でも特に急ぐべきところがあるだろうと思うわけですね。それで３５人から３９人までの低学年のクラス、どこにありますか。

○　学校教育課長

ただいまのが３７人から３９人学級ですが、飯塚小学校が３９人、上穂波小学校が３９人、それから平恒小学校が３７名。これはそれぞれ１クラス、１学級しかありません。それから中学校では飯塚第一中学校が１４８人で４学級となっております。１クラス平均しますと飯塚第一中学校は３７名に今のところなっております。

○　川上委員

飯塚一中が平均３７名というのはどういうクラス作ってるんですか。ちょっと細かいですけど。

○　学校教育課長

１４８名の４クラスですから、それを割り算しますと１クラス平均３７名のクラスになるということになります。

○　川上委員

小学校は３クラス、それから中学校は一中に４クラスあるという意味ですか。全部で７クラスがそういう状態ということですか。

○　学校教育課長

違います。小学校は飯塚小学校、上穂波小学校、平恒小学校に１学級ずつです。それから中学校は１校と捉えてください、１つと。だからクラスとしては７クラスになります。

○　川上委員

ちょっと混乱してすいませんね。それで、このクラス割って、少人数クラスにするとすれば、大体予算はどれくらいかかると思いますか。

○　学校教育課長

これ４名が必要となりますので、筑豊教育事務所の平成１７年度の人件費で換算いたしますと、大体１人あたり３９８万円くらいかかる予定です。それで４名をかけますと大体約１６００万円ほどになるかと思います。

○　川上委員

そうすると、例えば小学校からでも進めるということになると１２００万円。４×３＝１２でしょ。１２００万円あれば、年間通して少人数学級にできるということですね。

市長ね、施政方針でもああいうふうに言われましたし、金額的にも努力すれば出せる額ではないかと私は思うわけです。それで、来春という考え方も当然あると思うんですが、学校の実情をよく調べて、１学期で大変な状況だというところが私はあると思うんですが、あれば現場の先生たちとか、保護者ともよく相談して２学期からでもできないかと思うんですよ。そうするとこれ安いですね。２００万くらいになるんですかね、金額的には。こういうように教職員の先生方の生活保障を切ってというのも思うんだけど、計算上そういうことにもなりますので、実情よく調べて前倒しでも検討してもらいたいというふうにこれは要望しておきます。

続けて質問まいります。１９１ページ、小学校費、学校管理費、スクールバス運行委託料、おたずねします。

まず、スクールバスの運行状況、お尋ねします。

○　教育部総務課長

現在、スクールバスの運行につきましては、旧筑穂町、旧庄内町、旧頴田町で運行されております。

旧筑穂町におきましては、学校の統廃合による児童生徒の遠距離通学の利便性を図るため、スクールバスの運行を行っているものでございます。バス運行の概要につきましては、市民の福

祉等を目的として運行されておりますふれあいバスを、スクールバスとして併用で利用しております。使用しておりますマイクロバス４台は、民間に委託し運行しております。このスクールバスは登下校時に利用するものでございまして、現在小学生３６人、中学生３４人、計７０人が利用いたしております。なお、バス借り上げの費用につきましては、教育委員会と市長部局とで費用按分で負担をしているものでございます。

次に、旧庄内町におきましては、旧筑穂町と同じく学校の統廃合によりまして児童の遠距離通学の利便性を図るためにスクールバスの運行を行っているものでございます。バス運行の概要につきましては、旧筑穂町と同じように福祉バスをスクールバスとして併用して利用いたしております。使用しておりますマイクロバス２台は同じく民間に委託し運行しております。現在このスクールバスの利用は小学校が対象で、登下校時に計７０名の児童が利用いたしております。なおバス借り上げの費用につきましては旧筑穂町と同じように教育委員会と市長部局とで費用按分で負担をしているものでございます。

次に、旧頴田町につきましては、児童の遠距離通学の利便性を図るために、スクールバスの運行を行っているものでございます。バス運行の概要につきましては、旧筑穂町、旧庄内町と同じように、福祉バスをスクールバスとして併用で利用いたしております。使用しておりますマイクロバスは、市所有のバス２台で運行しております。このスクールバスの利用は、小学校１年生から３年生を対象に利用できる地区を決めまして、朝の登校時のみの利用で、現在５６人の児童が利用をいたしております。

○　川上委員

先だって筑穂では、子どもは乗っていなかったんですが、交通事故が阿恵でありました。市としては安全確保のために特別な対応をしておりますか。お尋ねします。

○　教育部総務課長

特に安全の対策はとっておりませんけど、今後は十分に安全対策に気を付けてまいりたいと考えております。あの時は、すぐに筑穂支所の方から事故の報告は一報を受けております。その後、西鉄の方から事故報告がなされまして、その報告も私の方に報告をいただいております。

○　川上委員

私もなかなか思い付かないんですけど、子どもはなかなかいうことを聞かない場合もあると思うんですが、シートベルトを付けるとか、バスの中で立ったらだめよとか、そういったこととか、当面ですけど、交通事故が起きることを前提といったらおかしいですけど、予測した車内指導とか、乗り降り、バスの陰になったりするでしょ。そういう細かいことを、もう子どもの方が慣れてるかもしれませんけどお願いしたいと思います。質問を終わります。

続けて１９１ページ、小学校費、学校管理費、各所維持修繕工事等についてお尋ねします。

教育委員会が維持修繕すべき箇所を決める場合、どのような段取りで決めておるのかお尋ねします。旧自治体ごとによってルールが違うかもしれませんけど、もし今の段階でもルールが違えばそのままの形で、統一しておれば統一した形でお答えください。

○　教育部総務課長

ここの費目の各所維持修繕補修工事につきましては、突発的な修繕の経費に充てる経費でございまして、例えば学校のトイレ、それから水道管が急に破れて漏水をしたとか、それとか例えば雨漏りが発生したとか、そういう大体突発的なものの修繕の経費に充てております。学校からの報告につきましては、緊急を要しますので、電話で連絡を受けております。それにすぐ対応いたしております。

○　川上委員

関連して、小中学校草刈の実施状況を伺います。

○　教育部総務課長

草刈の費用につきましては、節の委託料の中で小学校、中学校とありますが、例えば小学校

であれば小学校清掃等委託料の中で予算を計上いたしております。それで、状況につきましては、学校の校庭、それから学校の立地条件によりまして法面等がございます。そういう法面等につきましても草刈を実施しております。

○　川上委員

旧自治体ごとでもしかしたら違うのかもしれませんけれども、年に何回くらい草刈をしてますか。

○　教育部総務課長

旧飯塚におきましては年１回の草刈を実施しております。旧町につきましては概ね２回程度の草刈を実施しております。

○　川上委員

小学生からすると自分より背の高い草が生えることがあるかどうか分かりませんけど、年１回では具合が悪いと思うんですよ。じゃあ年２回でいいのかということもあるかもしれませんけれども、飯塚は以前から年１回ですか。

○　教育部総務課長

旧飯塚市につきましては、１５年度まで年２回実施しておりましたが、１６年度から年１回にいたしております。

○　川上委員

年２回に戻すのにお金どれくらいかかりますか。

○　教育部総務課長

約３００万円程度の経費を要します。

○　川上委員

ここには金額書いてありませんけど、この各小学校清掃等委託料というところに３００万円くらい工夫していただいて、ぜひ、せめて年２回に戻してはどうかと思います。そしてさらに随時適切に、学校等の要望に対応して実施されるように思うわけですけど、そういう予算増額できませんか。

○　教育部総務課長

今後は学校とも十分に協議を行いまして、検討してまいりたいと思います。それから現在、やはり教職員にも負担がかかっている面もございますので、今申し上げましたように今後は学校と十分協議を行い検討してまいりたいと考えております。

○　川上委員

次は１９２ページ、小学校教育振興費、消耗品費および備品購入費などについてお尋ねします。

合併によって今年度、一律的な削減になった学校はないかお尋ねいたします。

○　教育部総務課長

１８年度の予算計上につきましては、各々の旧町で予算計上いたしておりますので、大体概ね昨年並みで予算を計上いたしておるところでございます。

○　川上委員

合併に伴うそういうことはないということのようですけども、例えば用紙だとか、勉強用の各種備品について、旧飯塚は旧自治体の教職員からもどうもゆとりがないなというお話を聞いたことがあります。飯塚の教職員の方に聞いても、私が比較してもそのようにも思うわけです。こういう飯塚市、旧飯塚市の水準を合併を機に各町にも統一的に広げていこうというような考えはないでしょうか。

○　教育部総務課長

今後はやはり教育の水準の向上、それから充実に向けて整備をしてまいりたいというふうに考えております。

○　川上委員
　ぜひそのようにお願いしたいと思います。１９３ページ、小学校教育振興費、扶助費についてお尋ねいたします。
　扶助費ですが、就学援助はどのような制度ですか。お尋ねします。
○　学校教育課長
　扶助費として支出いたしております就学援助は、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施を図るためのものであると理解しております。
○　川上委員
　飯塚市就学援助の現状はどうなっていますか。
○　学校教育課長
　本市の就学援助率および就学援助受給者の過去４年間の推移ですが、平成１５年度受給者が小中合わせて１２３２名で１１％、平成１６年度受給者が小中合わせて１２８７名で１１．７％、平成１７年度受給者が小中合わせて１４１６名で１３％、平成１８年度受給者は予算ベースで小中合わせて１５２２名と見込んでおり、その割合は１４．３％となります。なお準用保護者に係る国庫補助につきましては、平成１７年度より地方交付税として算入されております。
○　川上委員
　この飯塚、旧町を含めて飯塚市ではこれは急増といっていいと思うんですね。実は全国的にもそうです。教育委員会、この状況、要因は何だと思われてますか。
○　学校教育課長
　詳しい統計は取っておりませんけれど、私が前任校で去年まで中学校に勤務しておりました。そのときに申請書あたり見ますと、やはり離婚が一番に挙げられると思います。その次に失業ですか、そういったことが要因として考えられると思っております。
○　川上委員
　これやっぱり、離婚にはいろいろな理由があるんでしょうけど、全体としてはやっぱり構造改革、小泉構造改革の格差社会の波がやっぱりこういった形で子どもの世界に押し寄せているのが見えるのではないかと思うんですね。それで先ほど言われましたけど、そういう状況の中で、私に言わせれば国の責任で、そういう状況を作っておきながら、国は三位一体改革でしょ。の名によって負担をやめると。地方交付税の中入れるよというわけでしょ。地方交付税減ってきてるんですから、全体としては。どこに行ったか分からないですね。そういう状況の中でこの財源はどうなってるんですか、今。
○　学校教育課長
　一般財源化で算出されております。
○　川上委員
　それで本市が１００％出してるわけですね。今市は行財政改革ということで、大きく足を踏み出そうとしてるわけですけども、こういう分野に決して行財政改革という発想でものを見てはならんと。これは扶助ですから。該当する方には無制限でということになるでしょ。ですからそういう立場でものを考える必要があるが、この条件にある方で、必要とする方が漏れなく受けられるようにするためにさらに周知の徹底、手続きの簡略化が求められると思いますけど、現状、今後の考えられる対策お尋ねいたします。
○　学校教育課長
　就学援助制度の周知につきましては、入学式のときに説明を行います。それから２年生以降につきましては家庭訪問や学級・学年懇談会等を通じて周知しているところでございます。また給食費の納入等が滞った場合にはこれと合わせて担任や校長を通じまして家庭状況の聞き取

りをし、就学援助制度の説明を行っているところでございます。今後ともそういう制度をしっかり周知徹底するような工夫、改善を検討してまいりたいと思います。

○　川上委員

１年生のときに、特に初めてのお子さんを入学させる場合とかはね、体操服も買わなきゃとか、運動靴とかも分からないわけですよね。経験が皆さんおありと思います。そういうときに就学援助とかいう紙をもらっても分からなかったりすることがあるわけです、現実に。それで就学援助は４月じゃなくても随時受け付けでしょ。ですから、こういう旨を適宜知らせていく。で、１年生の時には１回入学時にやるんだけど、２年生になったら分かる人にだけ紙を渡すというようなことがあってはならんと思うわけですよ。だから２年生になろうと３年生になろうと４年生になろうと、適宜こういう制度があるんだというのを知らせていく必要があると思います。若いお父さんやらお母さんにも、ぱっと見て分かるような、こういうのじゃだめですね。字がいっぱい書いてあるようなやつでは。見て分かる。自分もこれ申請してみようということになるような。どうしてこういうこと言うかというと、家庭の教育力とか言うじゃないですか。そういうものにも繋がっていくと思うんですね。ぜひ、そういうことで周知徹底、手続き簡略化、お願いしたいと思うわけです。

○　岩本委員

私は１９７ページの節の中で公有財産購入費とあります。その中で３９０万２０００円、穂波西中学校第２グラウンドの購入費と計上されております。この理由ですね。なぜ買う必要があるのかと。１点目は生徒数が増えるから、生徒数の増加を見込んで買われるのか。それとも今の第２グラウンド、第２グラウンドということは第１グラウンドがあるわけですね。そうしますと、この第２グラウンドが狭小、つまり狭いから買われたのか、買う予定なのか、その辺のご説明をお願いいたします。

○　教育部総務課長

穂波西中学校は既存のグラウンドが狭いため、テニス部とバレーボール部の部活動に支障を来たしておりました。このため保健体育の振興向上を目的といたしまして、テニスコート２面、バレーボールコート２面の整備を行うために、平成４年度に土地開発基金で第２グラウンドを先行取得していたものであります。今回の土地購入費は、一般会計から分割で買戻しを行うための経費として予算計上しているものでございます。

○　岩本委員

そうしますと、もう既に買っとって分割で払ってると、こういうことですね。そうすると土地そのものはあれして、もう活用してると、そういうことですね。噂によりますと、この穂波西中学校は非常に体育が盛んで郡内といいますか、この筑豊地区でも優秀な成績を上げているというふうなことをお聞きしたんですが、それは間違いございませんか。答えは結構です。理由は分かりましたんで、財産購入は分割でやったということですね。分かりました。どうも失礼しました。

○　委員長

続いて川上委員に発言を許します。

○　川上委員

１９８ページ、小学校教育振興費、学力検査等委託料についてお尋ねします。

どういうものかと思って、教育委員会に１部貰いました。マークシート方式なんですね。この学力検査実施する目的がどういうやり方をするのか、そして最終的に目的に沿ってということでしょうけど、まとめを作るでしょう。そのまとめ、どのように使うつもりなのか、その辺まとめてお尋ねします。

○　学校教育課長

学力テストの一番の狙いは児童生徒の学力の定着状況を正確に把握するというところにある

かと思います。そして結果等についてはどこの学校も、まず保護者の方には個人的にキチッと封書に入れたり、そういった形で結果を配付しているような状況がございます。

○　川上委員

意外な答弁で。これは点数か何かつくわけですか。

○　学校教育課長

業者の方に委託して、あと領域別だとか、点数別とか、キチッと結果が出てまいります。

○　川上委員

そして親に知らせるだけ。だからちょっとまとめて答弁をお願いします。

○　学校教育課長

個人個人もありますけれど、全体的に教科のどの領域、あるいはどの分野、そういったものが向上してるだとか、それから課題がある、そういった評価として出てまいります。それを元に学校としてどういうふうな課題を設定してどんな取り組みをしていくだとか、力を入れるとかそういったところも明確になるようになっております。

○　川上委員

私が実は危惧しておるのは、この結果によって、複数クラスの学校ではあのクラスとこのクラス、同じ学年でね、あのクラスとどのクラスとこのクラスという比較が出るでしょ。集計するでしょ。そうすると、そのデータが先生たちへの適正でないプレッシャーになっていってみたりしないのかという心配が一つあるわけですよ。それから同じことは学校間でも考えられるわけですね、こういうデータ取ると。ある小学校とこちらの小学校、同じ学年でこういうデータと、なりますね。その辺でそれはよくないことだろうと思うんだけど、そういうデータ管理はどうされますか。

○　学校教育課長

この学力テストは決して学校間の競争を煽ったりするものではありません。各学校が保管をしましてしておりますので、ほかの学校がどうのこうのという比較検討とか、競争を煽るようなものには決して使っているようなことはありません。

○　川上委員

そうすると教育委員会は、総合データ持たない。校長の責任で、委託業者と校長の責任の間だけで秘密は保護されるわけですか。教育委員会は関係ないですか。

○　学校教育課長

教育委員会は各学校のデータは一応全部いただきます。集約はいたします。

○　川上委員

だからそのデータをどう管理するかということを聞いているわけでしょ。

○　学校教育課長

教育委員会としては、各学校のどの教科が弱いとかそういった部分を分析して、各学校にこういったところに力を入れてくださいといった指導に使わせていただきます。

○　川上委員

あなた自分が何答弁してるか分かってるんですか。さっきの答弁と違うじゃないですか。先ほどはね、学校で校長がデータ管理してよその学校と比べたりそんなことに使えないんだと言ったじゃないですか。今あなたが言ったことは、よその学校と比べてここキチンとやれというようなことを指導する道具に使うということでしょ。自己矛盾を感じませんか。

○　学校教育課長

すいません。私が先ほど申し上げたのは、学校間の比較ではなくて、全国的な偏差値とかそういったものが出てきます。そういったものの比較は各学校ではできるんですね。そういった意味での比較というふうに言ったわけであって、各学校間の比較・・・

○　教育部長

学力テストの結果というのはいろんな分析ができるわけでございますけれども、先ほど課長が答弁いたしましたように、各学校間の比較ということではなくて、絶対的な偏差と申しますか、そういったいろんなデータに、学校の指導に使わせていただくと、利用するということでございます。

○　川上委員

あなた方の今の答弁は、怪しい。それで私は、子どもたちの基礎学力がキチンと身に付いておるかどうかというのは測るものがあってしかるべきだと思うんです。それは妙な競争を煽るようなものだとだめだと思うんですよ。そうするとこの中身あなた方見たでしょ。自分でもしてみたですか。これでどんな基礎学力が付いてるかどうか分かるんですか。「スズメバチの仲間は日本に５、６種いる。」、「スズメバチの仲間は日本に１０数種いる。」、「スズメバチの仲間は世界に１０数種いる。」、これマークシートですよ。１つだけとって言って申し訳ないですけど。こういうのでね、子どもたちの力を測って、クラスごとあるいは学校ごと状況が分かる。しかもそういう秘密は業者が握ってる。そして教育委員会も比較するようなやつを持っていってしまうわけでしょ。こういうのは極めて慎重に考えないといけないんじゃないですか。しかも穂波では学校選択制の方向をたどってたわけでしょ。こういうデータがどういうルートか分からないけれども、漏れていくような状態になったら、飯塚市内の義務教育はザーッとランク付けができてしまいますよ。今あなた方が答弁してるような水準でね、情報管理だとかこんな中身の程度でやっていこうとするなら、そういうことが危惧される。ちょっと検討してみてください。教育長どうですか。

○　教育部長

代表質問でも答弁をいたしましたけれども、新しい飯塚市の教育の課題というのはやっぱり一つは学力の向上ということがあろうかと思います。それのいろいろな施策を講じるにあたっては、こういった基礎資料というのは必要であると思います。従いまして今委員が言われる懸念される面というのは十分配慮してまいりまして、こういった学力テストについては有効に教育委員会とも活用して飯塚市の児童生徒の学力の向上に資するようにしたいと思っております。

○　川上委員

この委託料を聞くわけにはまいりませんけれども、私はこんな学力テストをやるくらいなら、学校現場にお金をやった方がいいんじゃないですか。先生たちもっとゆとり持って子どもたちを見れるような時間を作る、子どもとふれあうような時間を作る。教育長は本会議でのあいさつの中で、答弁でしたか、中で、目標値、点数による評価というのを学校やるんだというふうに言われましたね。それはおかしい。学力向上というのを言われましたけど、これは基礎学力の向上というところにどの子も分かる授業、楽しく分かる、どの子もというのが大事なんです。そういう意味では学力向上一般ではなくて、基礎学力をしっかり身に付けさせる。だから市長も低学年にね、少人数学級やったらどうかって、やるぞっということで決意を示されたわけでしょ。この基礎学力を付けるというところに今全体として力を向けていく。もう中学に上がった段階で俺の人生は決まったという子がおるやないですか。飯塚市ではそういうことをもう許さないと。誇り持ってこの国の主権者として自分の人生を切り開けるような基礎学力をつけていく。開放教育なんかよりもこちらの方が急がれます。質問を終わります。

○　委員長

次に後藤委員に発言を許します。

○　後藤委員

１９８ページ、中学校教育振興費の委託料、中学生海外派遣事業委託料について、お聞きします。この事業の目的、また中学生、随行者の派遣人数、それぞれの個人負担の割合をお答えください。また、この事業を最初に、事業として起こした部署はどこかをお答えください。

○　学校教育課長

お答えいたします。この中学生海外研修事業は、明日の飯塚を担う人材の育成を目的といたしまして、市内の中学生を約２週間、オーストラリアに派遣しホームステイを通じて語学研修や国際交流を行なうものです。市内在住の中学１年生から３年生５０名を派遣しまして、その随行者といたしまして、中学校校長、英語教諭２名、市職員２名の５名が随行いたします。個人負担につきましては、中学生１人あたり総経費の３０％を自己負担し、随行者は全額市が負担しております。最初にこれを企画したのは企画調整の方だと思います。

○　総合政策課長

中学生海外派遣事業をはじめましたのは、旧飯塚市のとき、平成５年度からでございます。平成８年度までの４年間を企画の方で実施いたしました。平成９年度から教育委員会の方で予算措置をいたしまして、９年度、１０年度は教育委員会と企画での連携の実施でございました。教育委員会が完全に事業実施を行なったのは、平成１１年度からでございます。なお、旧筑穂町でもこの事業を平成２年度から実施をされております。以上でございます。

○　後藤委員

穂波町も小中学校の海外派遣事業というのがあったと思うんですが、この部分はお答えいただけないでしょうか。

○　総合政策課長

失礼いたしました。穂波町では平成１１年度から実施をされております。以上でございます。

○　後藤委員

新市になりまして、旧１市２町が事業を行ってた分を今年度も行なうわけですが、この平成１８年度一般会計・特別会計の予算資料のなかでも内訳として飯塚市が２５名、穂波が２０名、筑穂町が１０名で５５名、これを５０名にされたということが表として出てたのでわかりましたけど、もう一つお尋ねしたいのは、以前飯塚市でオーストラリアじゃなくて、アメリカはどうかということをお尋ねしたときの件で、ちょっとお尋ねしたいんですが、どういう答弁をされたのか、そのときに。わかる方がいらっしゃったら答弁していただきたいんですが。

○　学校教育課長

旧飯塚市においては、平成５年度よりこの事業を行っておりますけども、受け入れ態勢の予算、それから治安の件という点でオーストラリアに派遣したと聞いておりますが。

○　後藤委員

議員提出議案でアメリカにどうかという提案をされたときに、今言われたような危険だということで答弁されたと思うんですが、その点は間違いないでしょうか。

なぜ言いたいかと、高校生はアメリカに遣ってるわけなんですよ。１０名。以前そういうふうな提案があったときに旧飯塚市では答弁をどうしたかと言うと、オーストラリアの方が安全ですと、アメリカは危険ですと。でも旧飯塚市はそう言いながらも、ＣＳＬＩとの事業提携もありましたからアメリカに遣ってるわけなんですよ。何かつじつまが合わないんですよ。その答弁の。もうずっとオーストラリアに遣ってるからオーストラリアがいいのか、どうか。その派遣国については検討する余地もあるんじゃないかと、ずっと同じところばっかり遣られてるわけなんで、国という部分もひとつ考慮してもらいたいというのが１つと、もう１つ高校生の派遣は１０名で２名随行員が行くんですね。中学校は５０名で５人しか行かないんですよ。１０名あたり一人なんですね。これを増やせとか、そういうのは言いませんけども、何か高校生の方が１０人に一人でいいんじゃないかなと逆に思えるわけなんですよ。中学生１０人に一人なんですよ、随行員は、５０名という大人数なんですけど、とにかく５名なんですよ。１０名で高校生は２名職員が随行するというのは何かわからない部分があるんで、ここらへんも次に考慮される部分があったほうがいいんじゃないかなということを要望しておきます。ちょっと委員長にあれなんですが、２０５ページと２１６ページの質問に入る前に、関連がありますので、飯塚市の少年の船補助金についてを先に聞きたんですけど、よろしいですか。

○　委員長
はい、結構です。
○　後藤委員
ページ数が２０７ページの飯塚市少年の船補助金についてをお尋ねいたします。少年の船の起こりについてをお答えいただきたいんですけど。
○　生涯学習課長
飯塚市少年の船事業につきましては、旧飯塚市で実施されてきたもので、昭和５４年が第１回目となっております。この年は国際児童年であったことからこの国際児童年を記念いたしまして、市が飯塚市子ども会指導者連絡協議会に委託いたしまして、実施いたしたものであります。その後、事業を継続しようと機運が子ども会やボランティアの方々の間で高まり、１年間の準備期間をおきまして、飯塚市子ども会指導者連絡協議会が母体となって現在の飯塚市少年の船運営委員会が組織されたものでございます。それによりまして、第２回目の少年の船が２年後の昭和５６年の８月に実施され、以来今日まで２７回にわたり、少年の船事業が継続して実施されております。今年の７月２３日から２７日までの４泊５日の日程で沖縄本研修に向けて実施されることとなっております。
○　後藤委員
この事業への市の職員の派遣人数は何名で費用負担はどういうふうになってるのかをお答えください。
○　生涯学習課長
先ほども述べましたようにこの少年の船事業につきましては、その発足当時から飯塚市子ども会指導者連絡協議会が母体となってかかわっていることや、飯塚市少年の船運営委員会が社会教育関係団体ということなどから生涯学習課が所管で担当いたしており、担当職員１名を派遣いたしております。なお、担当職員に対する費用負担につきましては、全額市が負担いたしております。
○　後藤委員
この事業への子どもの参加人数、またほかに団員がボランティアの団員がいらっしゃると思うんですが、総勢何名なのか、お答えください。
○　生涯学習課長
お答えいたします。本年度の少年の船事業につきましてお答えさせていただきますと、団員数につきましては、子ども団員、ジュニアリーダー、シニア団員の計１４４名の応募がありまして、そのほか指導員、役員２１名を含む合計１６５名で実施されるものでございます。
○　後藤委員
それではですね、この補助金ですね。補助金をこの人員に関して、総額に対して１人当たりの負担割合はどのくらいになるのかをお答えください。
○　生涯学習課長
費用負担につきましては、１人当たり総経費の７５％が自己負担となっております。
○　後藤委員
では、この事業の目的はどのようになってるのか、お答えください。
○　生涯学習課長
飯塚市少年の船事業は、明日の時代を担う子どもたちが一堂に集い研修活動やレクレーション等の団体生活を通して人々にふれあい社会性を養うとともに、仲間づくりの推進を行い地域のリーダーとして活動する子どもたちを養成することを目的といたしております。また高齢者の方にも参加していただき、団員や指導者との交流の推進を図り、もって三世代交流の機会を提供することを目的とする事業でもございます。
○　後藤委員

この事業に対する市の支援について中学生の海外派遣事業と比較してどのような考えをもっておられるのかお答えください。

○　生涯学習課長

ご承知のとおり、この少年の船事業は明日の飯塚を担う子どもたちを健全に育てていくための事業として、先ほど申しましたように昭和５４年からすでに２７回目を迎え、その運営にあたり少年の船運営委員会の役員それから指導者そして地域の多くのボランティアの方々や保護者の皆様、市民の皆様が主体となって運営されております。質問者が言われますように、市といたしましては、飯塚市に在住する子どもたちや青少年の人材育成を目的として中学生派遣事業や高校生海外派遣事業を実施いたしております。またその実施にあたりましては市の事業といたしましてそれぞれの担当部署において実施いたしておるものでございます。飯塚市少年の船事業につきましても、事業主体は異なりますが、人材育成という面からいたしますと同じ目的を持って実施されているものでありますので、今後いろいろスタッフと事業費等に対するこういった支援につきましても、十分検討させていただきたいと考えております。

○　後藤委員

先ほどからいろいろとお聞しまして、高校生・中学生の派遣事業は自己負担率３０％、この部分は団員とか役員とか、含めても人数で総補助金を割ると７５％が自己負担なんですよ。市長がこの事業を高校生の派遣事業、中学生の派遣事業を残されてるわけなんですよ。それは何かといったら人材育成をしたいから残された事業だと思うんですね。なら小学生はどうなのかと、何もやられてないわけなんですよ。昨年とあんまり変わらない。旧町が遣られた補助金を出した金額を上乗せしたぐらいの金額しかないわけなんですよ。自己負担率は７５％。じゃあ新市の人材を育てようという部分に本当に充てられてるのかなと。だから私は今年度からこうしなさいという言い方はしませんけど、教育長にお聞きしたいんですが、次年度にこの自己負担率を補助金を予算計上して、もっとするお考えはないかお答えいただきたいんですが。

○　教育長

はい、趣旨等については高校生・中学生の派遣と小学生の派遣については言いましたように、やっぱり明日の飯塚市を担う子どもたちを育てるということがねらいになってきてると思います。ただ、今言われますように、回答しましたように、もともとの起こりが若干違いはあってるようですけども、そういう趣旨が同じでございますので、一つは検討したいというふうに思います。今後の自己負担率がどういうふうな状態が一番いいのかというのは検討したいと思っておりますけども、ただ少年の船の場合は起こった地域の人たちが自分たちでやろうとして起こしてきた、そこにやっぱり非常に私は力強さを感じるところがあるんですね。その力を大事にしていかないといかんというのは気持ちの上にものすごくあります。市の行政と市民の人たちが一緒になってやろうというそういう市民との協働事業をやるという視点から考えたら少年の船の持つ意味というのは非常に大きいんだなというようなことを思ってますので、この事業に対する例えば補助金が低いからというよりも低いがゆえに、住民の人たちが一所懸命がんばって子どもたちと触れ合っていってるという面も、中に入ってみて、中に入ってというのは、去年嘉穂山田の船の最終に乗ったことがあるわけですけども、そういう力強さをものすごく感じたりして行政でできないところをやっぱり地域の人たちがうまくカバーしながら事業をやってるなというのを痛切に感じたことがあります。今度の場合も一番最初の研修会なんかに参加したりしたときにもやっぱり同じような感じを持ちました。ですから補助金の額というよりもその内容についてですね、非常にすばらしい事業だというふうに思ってますので、検討はしますけども、私の気持ちとしては今のような形でぜひやりたいなという気持ちも持っております。だからあわせて、両方あわせて検討させていただきたいと思います。

○　後藤委員

いや教育長が言われているのはわかるんですが、私が要望してるのは次年度に負担割合を少し

でも軽減できないかというのを言ってる。今のやり方を変えなさいとか、何も僕言ってないわけですよ。僕も今のやり方がいいと思ってるんですよ。運営をそういう飯塚市の子指連という団体にまたボランティアの団員さんにお任せして、役員にお任せして、やる運営は僕はいいんですよ。ただこういう個人の負担率が違うじゃないですかと。同じ人材育成で高校生、中学生、小学生、なぜ違うんですかと。なぜ違うんですか。事業主体が違うだけであって、やることは同じじゃないですか。ここをもう一度教育長が同じ考えであれば、ほかの方で言えば市長しかいませんので、市長にここらへん負担の、ぼくは今すぐ下げれということは言ってないわけです。次年度に向けて、今後に向けて新市の人材育成という部分をどう考えてあるのかをお答えいただきたいとおもいますが。

○　教育長

負担割合のことについては検討させていただきたいというふうに思ってます。ただ事業を続けていくことについては先ほど私が言った気持ちがありますので、そういう形でやらせていただきたいというふうに思っております。

○　後藤委員

次に２０５ページと２０６ページに、企画展イベント出演者等謝礼金という項目に関連してちょっとお聞きしたいんですが、今年度、旧飯塚市の歴史資料館が開館２５周年記念で九州の茶陶展でいいんですかね。お茶の茶陶展でいいんですよね。を開催されるということをお聞きしてるんですが、なぜこの茶陶展に２５周年記念事業としてなったのか、その理由をお答えいただきたいんですが。

○　文化課長

この筑豊は産炭地として知られておりますが、この地には約４００年前に茶の道具で著名な高取焼、上野焼の釜跡が多数存在して、多くの茶の湯の名器が生産されております。飯塚市内の幸袋、中（なか）には黒田藩の御用釜であり、著名な大名茶人である小堀遠州の指導を受けた高取焼の絶頂期にあたる白旗山釜跡がございます。ここでは多くの茶陶器が生産されました。また高取焼初代陶工である八山一統の墓跡もあり、茶の湯や焼き物に大変ゆかりの深い土地でございます。本展覧会は高取焼、上野焼をはじめ九州・山口地方の唐津焼、薩摩焼、萩焼など九州山口の博物館、美術館などの協力を受けて普段見学できない著名な美術品を一堂に展示してその鑑賞の機会を提供し、九州や筑豊の歴史と文化について紹介するものでございます。この展覧会の開催につきましては、市内の茶の湯団体である淡交会、これ裏千家の方でございますが、をはじめ、市民の皆さんから広く実施について強い要望があり、これに答えるために開催するものでございます。開催中には専門家による記念講演会や茶会、ミニコンサートなどの関連イベントを実施する予定でございます。

○　後藤委員

そういうのが文化財というか、飯塚であったというのが知らなくて、悪いんですが、広く新市の市民にそういうものを周知しながら内容の企画等をしていただきたい。茶陶展とか歴史資料館でちょっと馴染まなかったんで、ちょっとそういう部分をお聞きしたんで申し訳ないんですけど、これで質問を終わります。

○　委員長

次に川上委員に発言を許します。

○　川上委員

２１７ページ、文化財保護費、旧伊藤伝右衛門邸警備委託料ほかについてお尋ねします。

まず１点は、警備委託料を含め、用地買収および修復工事など、旧伊藤伝右衛門邸にかかる今年度の予算総額、いくらになりますか。

○　文化課長

本年度の予算に計上いたしております旧伊藤邸にかかる予算でございますが、まず整備事業

費関係として、旧伊藤邸測量調査、修復工事設計監理、文化財調査委託料、修復工事費、その他消耗品費等および旧伊藤邸敷購入費で約２億６１４９万円、管理運営費といたしまして旧伊藤邸の警備、樹木等管理、電気設備管理、消防設備点検等の委託料、それから光熱水費、その他施設管理謝礼金や消耗品費等で約４７７万円、合計２億６６２６万円でございます。

○　川上委員

修復の目的は国の文化財指定を求めること、また観光施設として整備することかと思いますがお尋ねいたします。

○　文化課長

ご指摘のとおりでございます。

○　川上委員

まず先に述べた重要文化財指定を求めるための修復ということになるんですが、これはどういう修復が含まれますかお尋ねします。

○　文化課長

修復の内容につきましてでございますけども、調査委託料につきましては、将来・・・、すいません、旧伊藤邸の修復工事についてでございますが、建物の歴史的価値を尊重することが基本でございます。建築自体の耐久性、機能性だけでなく、歴史的、文化的価値について十分配慮して、価値を損なうことのないように工事を実施しなければなりません。そのため可能な限り古材を利用いたします。また、いったん解体した部分が、部材が部分的に使用できない場合でも全て新材に取り替えることは避け、破損部分のみを繕い、古い部材はできるだけ再利用いたします。また新材は取り替える前の仕様と加工に倣うことを原則としております。建物自体の保存・改修を行うことだけでなく、後世に技法を伝承するため、解体調査から施工の検討過程、実施過程を綿密に記録し、作業を進めてまいります。この内容を報告書にまとめていきます。

○　川上委員

建物の一部になるかと思うんですが、例えば銀屏風とかあったんでしょ。その銀屏風は今真っ黒ですね。ああいうのも修復できるのかなと素人的に思うんですけど、その辺はどうですか。

○　文化課長

そういったものも含めてまず調査をしまして、その後設計に入って行きたいというふうに考えております。

○　川上委員

重要文化財指定に向けてはどういう取り組みをしていくことになりますか。

○　歴史資料館次長

手順といたしましては、まず修復工事の修復報告書に基づきまして、これに文化財的な価値がございますので、福岡県教育庁の文化財保護課を通しまして、文化庁の方に指定の申請を行う予定でございます。

○　川上委員

時期的にはどういったものを考えてありますか。

○　歴史資料館次長

時期的には、現在の修復工事が１８年度に行いますが、１９年度以降に指定申請を行いたいというふうに考えております。

○　川上委員

それでは先ほど、修復目的で２つ言っておりましたもう１つの方ですね。観光施設としてという観点からいうと、今述べられた点以外に独自に付け加えるようなものがありますか。

○　文化課長

文化課としましては、先ほどご答弁した以外のものは考えておりません。

○　川上委員

私は２億６０００万円ですか、財政出動してこの事業をやろうとされてるわけですが、この建物だけでですね。市民の理解と共感抜きには進めることが難しいだろうと思うんですね。それでその理解と共感を得るためにはまずもって情報公開が重要ではないかと思うんです。この情報公開、どのようにお考えでしょうか。

○　文化課長

お答えいたします。情報公開につきましては、工事の着工、それから進捗状況等々、機会あるごとにまたご報告もさせていただきたいと考えております。

○　川上委員

誰にどのように報告するかなんですよね。ですから議会はいいですよ、そのように報告していただければ。市民に適宜情報を公開する。例えば襖修理してるんだったら修理してるところとかみてもらうとか、現物見るの難しいかもしれませんけれども、いろいろ工夫があるでしょ。そういったことも考える必要がある。それから、その情報公開に基づいた住民参加というのも検討されてると思うんですけども、どういうこと考えてありますか。

○　文化課長

改修が終わりますと、来年の春には一般公開をしたいというふうに考えております。ですから、その前段としまして、どのような形でどう活用していくかということございますので、今年時期を見計らいまして、早い時期に地域の団体、守る会の４０団体ございますし、それから幸袋地区で活動されてる団体もございます。それからその他ＮＰＯ法人あたりがあればそういうところともいろんな形で、いわゆる市民との協働という形がとれるような形で話を詰めていきたいというふうに考えております。

○　川上委員

市民、住民への情報公開、住民参加というところをポイントにお聞きいたしましたけれども、先ほど、この事業２億６０００万円、単体でといいましたが、周りがついてるわけですよね、実は。全体では６億３０００万円ですよ。近くの排水機場、移転強化するような話も含めて。ですから、なおのことこの情報公開とか住民参加、力を入れていかなければ、本当にこの２億６０００万円、それからそのほかのことは別にしても、財政出動していいのかどうか問われることになると思うわけです。そこのところ押さえていただきたいと要望してこの質問終わります。

○　委員長

通告外の質疑があればお受けいたします。

○　明石委員

まずページ、２０５ページの第８節の成人式記念品料が予算化されていますけど、これは対象人数と、もう記念品というのは何か計画されているのか、それからこれ１市４町で合併しましたもので、１ヵ所で成人式をするのかどうかという点までお答えいただければと思います。

○　生涯学習課長

今質問者の言われますように、成人式につきましては、合併協議の中におきまして、平成１８年度分、実質には平成１９年の１月の予定をいたしておりますけど、この分につきましては合併前の旧１市４町の従前どおりのやり方でいくようになっております。その理由といたしましては、成人式への参加者数、これにつきまして全体で１７２５名、これは昨年ベースでございますけど、成人者数、これに対しまして出席者が１２８４名でございました。こういったことから、この１２８４名を一堂に収容できる場所といいますと飯塚市中央部にございます飯塚市文化会館、コスモスコモンでございますが、ここの大ホールが１５０４席、１階席は１０５２、２階席が４５２名の収容人数がございますが、予定の１２８４名をもし仮にこれを収容するとなると、１階席、２階席まで使わないといけない状態になりまして、この２階席収

容した場合にやはりいろんな落下事故とかそういったこともいろいろ懸念されますので、そういったことも考えまして、平成１８年度分につきましてはそのように対応いたしております。その後につきましてはまた十分まだいろんな方法あるかと思いますので検討させていただきたいと思っております。

○　明石委員

今記念品についてもちょっと質問しましたけど、何か記念品としての考えがあるのかどうか。

○　生涯学習課長

現在まだ記念品等については決定いたしておりません。これにつきましても実行委員会とかそういった中で今後決定されていくかと思います。

○　明石委員

できれば各市町村の地元の特産品等を使っていただくように検討をお願いしてまずこの質問は終わります。

続けまして、ページ、２０７ページにこれは旧筑穂町で行っておりました国際フェスティバル実行委員会助成金、１６０万円が計上されていますが、今年の計画等はまだ決まってないのかどうか。それから前は筑穂町だけで実行委員のメンバーを作って構成員でしてたんですけど、こういう形でするのかどうか、それから３番目はまた場所なんですけど、これは中央公民館という筑穂町の中でしてたんですけど、これは１市４町で合併した経緯がありますもので、人気のある劇団とかグループが来た場合には公民館に入らないことが想定されるから、支所管内だけで取り扱うのかどうか、そこのところもちょっとお伺いしたいと思っております。

○　筑穂公民館長

今現在、実行委員会のメンバーの関係で旧筑穂町では前町長がトップにということで会長で実施をいたしておりました。その関係で規約の改定とか、実行委員会のあり方とか今私たち公民館職員で検討をいたしております。旧実行委員のメンバーの方々はそれぞれ本年度についても協力の意志で、そのまま実行委員会として残れる人は残っていただいて、もう少しメンバーを公募するなり、ボランティアの活用とか、そういったものの検討もしたいと思っております。例年１月から２月にかけての実施をいたしております。本年度もそのところで実行委員会を作っていきたいと思っております。

○　明石委員

１つ落ちております。場所は筑穂支所の中で、場所はそこでするのかどうかということです。

○　筑穂公民館長

場所も含めてでございますが、実行委員会で決めさせていただきたいと思っております。今現状としては、旧筑穂中央公民館の大ホールというような感じしか今のところ考えておりません。

○　明石委員

今の質問はそれで終わります。続きまして、ページ、２１２ページの第１９節で、自治公民館建築補助金の件でご質問をいたします。

１市４町で建築要望件数がどれくらい出てるのですか。それと補助をする場合の基準はどのようになっているのか。これは１市４町では今まではバラバラであったと思うがこういうことと、あと１つは増改築も対象に含まれるのかどうかをお答え願いたいと思います。

○　生涯学習課長

平成１８年度自治公民館建築補助金について、１８年度分何件申請されてるかということでございますが、新築工事につきましては２件、改修工事が４件について申請が行われております。また補助金の額でございますが、補助金につきましては補助限度単価が１０万７０００円となっております。そしてこれの補助限度面積につきまして、２００世帯未満につきましては１３２平方メートル。これを補助金額に直しますと、７０６万２０００円でございます。もう

１つは２００世帯以上につきましては、１５０平方メートルが補助対象限度面積となっており、補助限度単価につきましては同じく１０万７０００円を乗じまして８０２万５０００円となります。この今言いました１３２平方メートル、１５０平方メートルにつきましては、単価１０万７０００円をかけますとこれは総額になります。これの２分の１ということでただいま申しましたように７０６万２０００円と８０２万５０００円ということになります。

○　明石委員

分かりました。これで質問を終わります。

○　委員長

その他、ございませんか。

○　西川委員

通告外の質問でまことに申し訳ございませんが、２点ほどちょっとお尋ねをいたします。

その前に一つ、先ほど後藤委員の方からの指摘で、次年度からの要望という形になりましたけれども、この海外派遣問題の件と少年の船の助成金、やはり、感じますと不公平感が非常に感じるわけです。片方では７５％の自己負担と。片方では３０％の自己負担というようなことだけ聞きますといろいろあります。ですが、今言ったこういう負担割合の問題だけじゃなくてもやはりこれから先の事業を進めていって人材育成を含めて少年の船を有効活用し活発に育成をしていこうと思うなら、やはり７５％の自己負担というのは非常に厳しいんじゃないかと。それと以前から少年の船というのはありましたんで、私は旧頴田町出身ですが、頴田町の中でも何回も少年の船に参加してる生徒児童を私たちも知っております。そのときも７５％というような負担率じゃなかったというふうに私は感じておるんですが、そこらあたりも含めて次年度にもう少し見直しをし、有効にしていただくようにお願いをしたいということをまずお願いをいたしまして、私の次の質問に入らせてもらいます。

といいますのは、学校関係でございます。１９１ページから１９９ページまでに渡るんですが、小学校、中学校とも学校管理費、それと併せて教育振興費というのがあります。この２つともの１９節、負担金補助金に関係してでございますが、管理費と運営費ということに分かれております。この管理費と運営費の違い、活用、金の活用も含めてどう違うのかご説明いただきたい。

○　財政課長

これは予算上のことで区分しておりますけど、学校管理費と振興費、この管理費というのは学校自体の施設の管理をまとめてここに計上してるもので、振興費は実際教育現場での学習に使う経費という区分で計上させていただいております。

○　西川委員

私の理解が非常に悪いのかも分かりませんが、同じく小学校、中学校内で、管理費の違いと運営費の違い、どう説明をなさるのか、私が分からんのです、どうしても。今おっしゃるように学校管理費は学校管理のために使う。学校運営費は教材運営のために使う。言葉だけやないですか。実際の金は同じような感じがどうしても受けて仕方がないんですが、少し私が分かるようにご説明いただけませんか。

○　委員長

暫時休憩いたします。

休　憩　１７：１６

再　開　１７：２９

委員会を再開いたします。

○　教育部総務課長

お手元の予算書の１９１ページをお願いいたします。

小学校学校管理費の１９１ページでございまして、一番下になります。学校管理費補助金で

ございます。２５３万５０００円、これの内容についてご説明申し上げます。これの目的でございますが、事務処理の効率化を図るために校長会に対し補助金を交付いたしまして、学校の運営の適正化に資することを目的といたしまして補助しているものでございます。

○　学校教育課長

続きまして、１９３ページ、１９９ページの学校運営費補助金につきまして、目的といたしまして学校を運営していくために校長会、教頭会、図書館協議会、視聴覚教育連盟等、学校保健会といったものの補助金に充てております。

○　西川委員

長い時間をとりまして、進行を中断させまして申し訳ありませんでしたが、今の説明で納得しましたので質問を終わります。

○　委員長

他、質疑ございませんか。

○　原田佳委員

それでは小学校費、中学校費、これ通じての、どこになるか分からないんでちょっとお聞きしたいと思います。副教材の補助についてお尋ねをいたしますが、合併前では状況では確か入学するときに、小学校とか入学するときには、副教材としてノートあるいは鉛筆、それからクレヨンとか、ああいったものを無料で配付しておった記憶がございます。まずは１８年度比較の意味もありまして、合併前のそれぞれ１市４町の状況はどうであったかをお尋ねをいたします。

○　教育部総務課長

今のご質問につきましては、入学、それから卒業祝い金のことだと思います。よろしゅうございますか。（「違う」という声あり）

大変失礼いたしました。今中身を精査いたしますと、消耗品の中に、副読本、ワークブックとか、そういうものでございますですね。これにつきましては、予算措置をされておりますので計画通り執行するようにいたしております。

○　原田佳委員

予算措置はいいんですよ。去年との比較を私は聞きたいから、昨年度、１１年度ではそれぞれ旧１市４町どういう支給状況であったかというのをお尋ねしてるんです。それぞれ旧区によって違ったはずですよ。

○　委員長

暫時休憩いたします。

休　憩　１７：３４

再　開　１７：３９

委員会を再開いたします。

○　教育部総務課長

今ご質問者の申されます用品につきましては、庄内のみだけで措置されているものでございます。

○　原田佳委員

それでは今年度ではどのような予算措置になっているかお尋ねをいたします。

○　教育部総務課長

１８年度の予算につきましては、それぞれの町で予算計上されておりますので、それが今年度執行の予定といたしております。

○　原田佳委員

ちょっと分かりにくいんですけどね。それでは今そういった副教材については庄内だけが予算が今までつけられて、出してあったと。ということはそれぞれということは、庄内だけ今年

出すということですね。そういう理解していいわけですか。

○　教育部総務課長

そのとおりでございます。

○　原田佳委員

今、児童手当も３年生から６年生に延びました。これは少子化対策の一環と思われるわけですね。いわゆる子育て支援になろうかと思います。これが今後どのような形でいくものか。財政難だから結局皆さんと同じに平準化という意味で切り捨てられる方向にあるのか。それともいくばくかのものでそれを広げていくのか。どのような考えをお持ちかお伺いをしたいと思います。

○　教育部長

副教材につきましては、合併前のそれぞれの経緯を踏まえまして、そのまま引き継いだ経緯がございます。これまでも一般質問、あるいは代表質問等でも答弁しておりますように、本来あるべき形と申しますか、１つの市になったということから、そういった問題も総合的に考えてまいりたいと思っております。

○　原田佳委員

この件についてはくどくどは申しませんけれども、やはり子育て支援と文化薫る学園都市でしたでしょうか、確か。そういったイメージからいきましてもぜひこれはご検討、前向きに検討いただきたいと思います。

続けて、本年度は旧飯塚市の小中学校におきまして、パソコンを買い替えをやるということを聞き及んでおりますが、これはそのとおりでありますか。

○　教育部総務課長

予算に計上いたしておりますとおりでございます。

○　原田佳委員

ということは買い替えをやるということですね。分かりました。

国が考える教育において、望ましいと思われるパソコン環境ですね、学校における。これがどういうものであるのか。それから旧４町の現在のパソコン環境の、学校教育におけるパソコン環境の現状。それから今回パソコンを入れ替える今の旧飯塚市での現状。これを３点、それぞれに比較をしていただきたいんですね。これ、お示しください。

ちょっと質問を変えましょうね。国がこういうものが望ましいというのは具体的に言いますとね、いろんなネットワーク構成ありますよね、事業の中で。で周辺機器がどんなふうにあるかということですよ。だから旧飯塚市での現在の小中学校のパソコンっていうのは非常に古いですよね。９８が使ってあるそうです。ウィンドウズ９８。３．１から９５、９８、でＭｅ、で今ＸＰですよ。２つ前なんですね、これ。当然これに付属するプリンタ。こういったそれからプロジェクター。それから生徒のパソコンを管理するモニター。こういった周辺機器というのを今回予算に組まれてあるかどうか、突き詰めて言えばそういうことなんです。その比較を今飯塚市の古いシステムがどの位置にあって、郡部のが現在進んでいるんですよ。周辺機器に全部含めてですよ、パソコン環境というのは。国が示すものよりもまだ低いんです、それでも。だからこういう段階になってるんですよ。だから今後周辺機器ピチッと整備していただきたいというのが一つの狙いであってこういうことを言ってるんです。私が質問して自分で答えたってしょうがないんですけどもね。ちょっとね。で、周辺機器どんなふうになっていますか。そこまでキチッと予算措置に中に入ってるんですか、どうですか。これだけお尋ねします。

○　教育部総務課長

飯塚の現在のパソコンは平成１１年と１３年に導入したものでございまして、これにつきましては今回リプレイスをいたすと。それから穂波、筑穂がございますが、これにつきましては１３年に購入されたものを５年経過しておりますので今回リプレイスをするということで総数

台数９１３台を今のところ計画を持っております。

○　原田佳委員

　周辺機器どうなったんですか。先ほどから周辺機器、周辺機器って聞いてるんですよ。いわゆるプリンタ等も全部、プロジェクター、それからモニター等そういった周辺機器もピッチとできるかどうかというのを繰り返しで言ってますよ。何でかといったら、ウィンドウズ９８時期のものというのは、そのプリンタというのはドット数が低いんです。ドット数って言ってもあれかな、粗いんですよね。だから画像ファイルなんかが印刷できない。できないこともないけど粗いんですよ。だから今後の教育でいろんなことやる上で、支障がやっぱり出るんではないかと。いい環境で子どもの教育受けさせるべきではないかと。だから周辺機器も惜しむことなく使ってくださいという意味ですよ。下ばっかり向いてありますけど、お分かりになってますか。

○　委員長

　暫時休憩いたします。

休　憩　１７：４７

再　開　１７：５４

　委員会を再開いたします。

○　教育部総務課長

お答えいたします。今回コンピューターの借上げにつきましては、飯塚市の小中学校、穂波の平恒、若菜、高田小学校、筑穂の内野小学校、筑穂中学校でございます。計９１３台でございますが、飯塚地区の小中学校のプリンターにつきましては、今回は、買い替えは入っておりません。

○　原田佳委員

飯塚だけが今回は入ってないということですね。これにつきましては、言いたいことはいくらでもありますけれども、財政上のことと。いろんな理由付けがあるんでしょう。しかしながら、今言われました飯塚区は今回予算措置されてない。早急にすべきだと思うんですよ。等しく均等な教育を受ける権利というのはあるわけですよね。飯塚だけが何で予算措置されてないのか。こんなことが父兄に知れたら大変ですよ。均等化という意味合いで、じゃあ他のところも飯塚と同じようにパソコンを古いのをやろう、というようなことだけはしないように。これはお願いできますね。ちょっとこれだけお聞かせいただきたいと思います。

○　教育部総務課長

決してそういうことは考えておりません。

○　原田佳委員

明確にお答えいただきましてありがとうございました。それではこの後、本来言えば、今回導入するハードのスペックとかシステム構成についてお伺いをしたかったのですが、こういったことをお聞きしますとどうもフリーズされるみたいで、これはまたの機会にいたしましょう。これだけ今パソコンというのは非常に普及しております。しかしながら一家に１台という現状ではないわけですね。ご家庭の中でパソコンに理解のある方、パソコンの購入もままならない家庭、いろんな環境下に子どもはいると思いますけれども。だからなおさら同じような条件でパソコンという授業をやっていただきたい、と。こういうふうに考えております。

ではパソコンに関連いたしまして、今度は教職員ですね。研修という部分についてお尋ねしたいと思います。研修費ですね。１９２ページ等にいろんな小学校ですけれども、校内研修会とか講師謝礼とかいろいろあります。近年、佐世保で小学生の殺人事件がございました。これ原因はといいますと、ネット上のＷＥＢ上で掲示板での書き込みから無軌道なこういった事件にいったわけであります。ところが肝心な学校の先生方が「掲示板って何ですか。黒板なら分かりますけど。」という方がだいたい多くいらっしゃるんですよ。やはり５０代の先生方はどう

しても電算関係になると腰が引けてあるみたいです。その中で正しく子どもに指導するには、それなりの研修を積まないといけないと思うんですよ。ぜひ積んでいきたいと思うんですが、さてこの中でこの報償費になるのか何なのかわからないんですが、どういったところにそういう予算措置があるのか教えをいただきたいと思います。

○　学校教育課長

教職員の研修に関しては、教育研究所の中の予算に組み込まれております。

○　原田佳委員

それではこの一般会計の予算では関係ないものとしてこの質問は大体これで終わりますけれども、ただ、今言いましたような、一歩間違えると子供というのはそういうことになる危険性が非常に高いわけですね。要するにネット上でありますからもう匿名であると。全く分からない状態で、覆面状態で相手を攻撃することが簡単にできますので、そこのところはぜひ研修を積んでいただきたいと思います。

それでは最後になります。２０６ページになりますが、社会教育費の一番下の方にＰＴＡ活動事業費補助金というのがありますね。５８万８千円計上されてあります。この内訳を教えていただきたいと思います。

○　生涯学習課長

内訳につきまして、旧飯塚でございますけど、４万８千円でございます。旧穂波は２５万２千円、旧筑穂は４万円、旧庄内は５万円、旧頴田２０万円でございます。合計で５８万８千円となっております。

○　原田佳委員

これは代表質問でも質問しましたけど、非常に格差がありますよね。飯塚は１校が３千円弱、そのくらいの計算だったと思いますけども。この金額を見られまして、どのように感じていらっしゃいますでしょうか。当局の見解を求めたいと思います。

○　生涯学習部長

今旧１市４町のＰＴＡ活動費補助金を旧４町、飯塚市ずっと挙げましたけど、全体の数から考えますと、飯塚市におきましては３千円程度と。その他あと筑穂町、頴田。多い、少ない、相当格差が出ております。そのＰＴＡの活動内容によっても違うと思いますけれど、多いか少ないかということは今後、内容等々、調整いたしまして検討したいと思います。

○　原田佳委員

今学校教育では学校と家庭と地域で子育てをするんだ、ということを言われていますよね。まず、家庭からそれぞれ出て来られてからＰＴＡ活動というのが行われると思うんですよ。内容を調べて活動しているところもしていないところもあるなんていうのは教育委員会として不遜な言い方ですよ。見識をお伺いしたいですね、言われる裏づけを。どうか教えてください。

○　生涯学習部長

今申しました、活動してないとか、しているとか、それはＰＴＡ、何回か行きますけど、それぞれみなさん非常に学校と一体となって活動はされております。そういう中で、その状況の中でＰＴＡ活動費補助金ですか、どれくらいの事業費の中で割合を占めるか、とか、そういう等々につきまして調査させていただきたいとそういうことでございます。

○　原田佳委員

今ですね、まあいいでしょう。ただ、ちょっと誤解を受けやすいですね、今の言葉は。十分にそういう言葉に気をつけてやってください。やっぱりＰＴＡ活動というのは親が子どものために一生懸命やっているんですよ。いい加減にやっている団体なんか一つもありません。教育委員会自体がそんな不遜なことを不用意に漏らすもんじゃないと思います。これはぜひ、今後気をつけていただきたいと思います。

で、今後の問題になりますけれども非常にばらつきがありますが、来年度からこれについて代

表質問でいきましたけれども、「検討します」ということでございました。あえて同じ質問はここでいたしませんけれども、ぜひ納得の行くような形でやって行きたいと思うんです。ただ、あの時言いましたように一番下に合わせて平均化を図るというようなことはぜひおやめいただきたいと思います。これをもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○　委員長

質問もないようでございますので、「第１０款　教育費」についての質疑を終結いたします。おはかりいたします。本日は審査につきましてはこの程度にとどめ、明日１０時から引き続き審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（　異議なし　）

異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

本日は以上を持ちまして散会いたします。おつかれさまでした。